

誌上美術館

「祝福」2009年春
ギャラリーショップ水・土・木
(東京都練馬区)



第22回

見て、触れて、聴いて、香りを創るインスタレーション とちぎみほ 栃木美保さん

現代の美術表現には、額縁や台からはみだして空間全体の中に展開していくようなやり方をする分野があります。「空間」というのはギャラリー空間に始まって、野外の自然空間であったり、町の中であったり、公共空間であったり、プライベート空間であることもあるという、要するに(表現者にとっては)原則的にどこでもいいんです。このジャンルを通常「インスタレーション(installation、設置)」と、美術の世界では呼んでいます。

栃木美保さんは、そのインスタレーションという方法による表現を追究している美術家で、写真で紹介している作品「祝福」はギャラリー空間でのインスタレーションです。

インスタレーションの場合、観る人は作品の中に入っていきことができるのが普通です。つまり作品を体感するとか作品と一体化するとか、ができるということで、それがまた作者のひとつの狙いでもあります。栃木さんもうまでもなくそのことを意図していますが、この人に特徴的なことは「香り」という要素が加えられていることです。

美術の世界では「作品を五感全体で体感する」というようなことがいわれます。しかし見る、聴く、触る、はともかく、味わう、嗅ぐといった要素を美術の造形表現の中に取り込むことは必ずしも容易なことではありません。栃木さんはそのうちの「嗅ぐ」という感覚のはたらきをインスタレーションの中に巧みに持ち込んでいます。

「祝福」を例にして説明しますと、観者はギャラリーに入るといきなり作品の中に招き入れられることとなります。ギャラリーの中は天井から床に向かって何本もの細い紐状のものが垂れ下がっていますが、これはテグスを輪っか状に編んだものです。紐のところどころに何か丸いものが見えますが、これは鈴をメッシュで包んだもので、作品の中を移動するるときどき体に触れて、小さな鈴の音がします。

透明な紐状のものを天井から垂直に釣り下げるといふ「設置」の仕方は、専門的にいえば「造形語法」というもので、これには栃木さんに特有な「意味」が托されています。その意味をどう解いていくかは、この種の作品を鑑賞する楽しみのひとつなのです。

さて、ギャラリーの窓辺に沿って白いポウルのようなものが見えます。この中にはハーブ原料の香りを瓶詰めしたものが入っていて、それぞれ種類が違うものが全部で12個置かれています。観者は自分の誕生日に当てられた香りの瓶を手にとってギャラリー中央に置かれているガラス瓶の中に1滴落とすように勧められます。そうして展覧会期間を通して12の香りがブレンドされて新しい香りが作られることとなります。

このインスタレーションは観者参加型であるとともに、全員でひとつのものを作り上げるという、そういうことが仕掛けられているのです。

観に来た人みんなでひとつのものを作る

(制作/かたち21)

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 632
2009 September



表紙写真
「勇姿」

第24回写真コンクール金賞
梶田 安子●静岡会

美の工房 工芸評論家●笹山 央

- 03 専務理事・常務理事・常任理事 就任の挨拶
 - 09 日本土地家屋調査士会連合会 役員会務分掌等一覧表
 - 10 シリーズ境界の理論と実務
境界の法律問題あれこれ(1)
 - 13 オンライン申請体験談
日調連のXML土地所在図作成ソフトで
図面を作成し申請をしてみた
 - 16 「第3回専門家と共に考える災害への備え 地域復興編」
～今こそ首都直下地震に真剣に向き合うとき～
 - 20 広報最前線／茨城会
 - 22 事務局紹介 Vol.4
埼玉会／島根会
 - 24 会長レポート
 - 27 ネットワーク50
奈良会
 - 29 会務日誌
 - 30 土地家屋調査士名簿の登録関係
 - 31 ちょうさし俳壇
 - 32 公嘱協会情報 Vol.79
 - 34 会員の広場を利活用ください
 - 36 なるほど ナットク 国民年金基金9
公的年金への加入中に死亡したときの遺族への給付 Part 1
 - 38 団体定期保険加入者募集
 - 39 編集後記
- 巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について



専務理事の再就任に際して(ご挨拶)

専務理事 瀬口潤二

去る第66回定時総会において指名理事としてご承認いただき、7月の理事会では、再び専務理事として活躍の場を与えていただきました。

土地家屋調査士の会員の身分のままで、専務理事の役割を経験した前任者はなく、会長、副会長をはじめとする連合会役員をどのように支えていくかに腐心した「あっという間の2年間」でした。

多くの時間を費やしたものに、ある官公署から「表示に関する登記に必要な調査又は測量」の業務について、適切とはいえない入札公告が行われ、全国各地の会員から連合会に寄せられた提案、意見、情報への対応がありました。

「適切とはいえない」とはいえ、①どの根拠規定で説明していくのか、②今までの実例や慣例は、どのように取り扱われているのか、③入札公告の担当者と協議の場が設定できるのか、などを連合会役員や法務省とも意見調整し、一連の考え方をまとめながら対応をいたしました。

連合会が動けば動くほど課題が出てくるというのが正直な感想です。土地家屋調査士をとり巻く環境は大きく変化しています。今までは良しとされていたものでも、環境や意識の変化とともに問題が顕在化してきます。

また、連合会は、「筆界特定制度」や「民間紛争解決制度」の周知と並行して、「登記所備付地図の早期整備は、土地家屋調査士の知恵で」を合言葉に地図作成への参画を確かなものにするための対応を行っていますが、諸関係機関の担当者をはじめ、与野党を問わず国会議員の間にも、土地家屋調査士制度に対する認識が深まってきていると感じています。その他、オンライン登記申請や公益法人三法への対応や土地家屋調査士倫理規程の周知等待たなしの対応に追われています。

一方では、近未来の社会環境に対する備えも必要です。会長からの矢継ぎ早の「指示」があります。これを形にしていくことも専務理事の役割と心得ています。今期も、連合会執行部の一員として活動し、専務理事に課せられた課題に正面から取り組み、全国の皆様のご期待に添いたいと思いますので、今後とも叱咤・激励をお願いします。



常務理事の指名をいただいて

常務理事 竹谷喜文



本年6月開催の第66回定時総会において、松岡会長からご指名をいただき、再度、常務理事を仰せつかることになりました。

前期の平成19年度と同20年度の2年間は、連合会の勤務が初めてであり、役員の方々、各土地家屋調査士会から会議等でお見えになる先生方、事務局職員の皆さんのことが何も分からず、最初のうちは、迷惑をお掛けするばかりの毎日でしたが、理事会や、全国会長会議、単位会総会に出席させていただく中で、連合会の方針や、土地家屋調査士のあるべき姿などを承知することができ、若干ではありますが、連合会の一員として、法14条地図作成作業の推進、表示登記に係るオンライン申請の促進、いわゆる登記基準点制度の構築に関係させていただくとともに、関係機関との間のパイプ役を果たすことができたかと考えております。

土地家屋調査士法人の使用人問題等、諸規則の整備が必要となる課題が山積する事情にあり、それらへの対応は、連合会の総力を結集して臨むこととなりますが、常務理事であることに加え、事務局長を兼任しておりますので、引き続き、全国の土地家屋調査士会事務局の皆様と連携を図りつつ、更に信頼

される連合会事務局作りに努めますとともに、資格者でない外部出身の者である理事の目で、所管の事項を見つめ直し、努力してまいります。

今後とも、よろしくご指導・ご支援をお願い申し上げます。

就任のご挨拶

総務部長 國吉正和

関東ブロック協議会の推薦をいただき、理事に再任され総務部長を仰せつかりました。

この度の日本土地家屋調査士会連合会定時総会において、「土地家屋調査士倫理規程」の総会決議がなされました。

最近、土地家屋調査士に対する処分事例や業務受託・事務所形態等の問題が数多く見られ、連合会は、これらの問題への対応に多くの時間を割いています。これらの問題が発生する根幹は、倫理に対する意識の欠如が一つの原因ではないでしょうか。

総務部として、この「土地家屋調査士倫理規程」を会員へ周知し、責任ある資格者として、自らの業務や行動に対し必要不可欠な心構えとして、啓蒙していかねばならないと考えています。

さらに、関係法令、会則、諸規程等の検討整備、各土地家屋調査士会への支援や指導、業務執行及び事務局執行体制の検討などの事業を通じ、特に土地家屋調査士会及び会員の皆様に早期の情報提供を心がけてまいりたいと思います。

また、日調連特定認証局の運営において、ICカードの取得申請の推進や失効更新手続の迅速化に務め、オンライン登記推進室との連携によりオンライン登記申請の促進を後押ししたいと思います。そして、来年度以降の運営に関し、更新手続や経費負担など数々の事案に対応してゆかなければなりません。各土地家屋調査士会、会員の皆様のご協力、ご理解をいただき、これらの案件に対処したいと考えています。

今期の総務部は、私そして愛媛会の小野勇次長、宮城会の岩淵正知理事の三名が担当いたします。連合会役員として最善の努力を尽くしたいと思いますので、なにとぞ、各ブロック協議会、各土地家屋調査士会、各会員の皆様のご協力よろしくお願い申し上げます。



常任理事就任のご挨拶

財務部長 大場英彦



北海道ブロック協議会の推薦をいただき、3期目の日調連役員を務めることとなりました。また、平成21年7月1日～2日開催の理事会において、前期に引き続き財務部長としての指名を拝受いたしました。

まず、前期より行っておりました新会計基準への対応を引き続き行い、完全に移行していきたいと思っております。

昨年度、日調連では税務署から税務調査を受け、税務処理につき、幾つかの変更を行いました。

各土地家屋調査士会からも、税務上での疑問点につき相談を受けています。管轄税務署の考え方で処理は違ってきますが、ある程度のスタンダードモデルを提示したいと思います。各土地家屋調査士会の財務担当の方には、アンケート等でご協力をいただきますので

宜しくお願い致します。

1980年代からのレーガノミックスに代表される「新自由主義」による急ぎすぎた規制緩和、競争志向の合理的経済が、今日の経済的大不況を招いたともいわれています。専門職倫理を基とする土地家屋調査士は、現在、世界が認識できたことを、初めから具現化していたものかもしれません。

この不況下の中、財政の健全化は急務の問題です。

本年度10月から日調連の会費を値上げさせていただきますが、何よりも、この経済不況の中の会員皆様一人ひとりからの大事な会費であるという自覚をもって、役員各自が日調連会務を行うために努力をしていきたいと思っております。

新任あいさつ

業務部長 小野伸秋

日本土地家屋調査士会連合会の理事として2期目を迎え、また、個人的には土地家屋調査士開業30年を迎えた今年、業務部長を拝命いたしました。この様な全国の会員の代表を務める役職に対する思い入れと、将来の土地家屋調査士像についてどんな考えを持っているのかをお話させていただきたいと思えます。

私は、補助者経験も無く、町役場の職員の傍ら兄の司法書士事務所から、「土地家屋調査士の資格があれば一緒に仕事ができるので頑張ったら…」との誘いをきっかけで土地家屋調査士事務所を開業し、当初は法務局職員に笑われながらも怖さも知らずに毎年500件ペースの事件処理を行う毎日でした。しかし、土地の境界立会いをしながらいつも考えたことは「土地の筆界調査はこんな方法でいいのか！」と思ひ悩むものの、依頼者からは「安くしろ！」と金銭が伴わないことから精神的疲労の多い毎日でした。そんな中、地元の長老で耕地整理事業を多く指導してきた方と出会い、当時の測量の常識として伸びのある竹尺の使用など地域の慣習を知り、如何に自分が未熟で専門家としての知識がないことを感じ、それ以来、暇を見ては図書館に通い古文書を調べる毎日でした。

ところが、土地家屋調査士業はいくら自分が一生懸命業務を行っても、誰かが手抜き業務を行えば現地は混乱し、再度現地を安定させるのは至難の業です。そこで支部役員に「手抜き業務を行う調査士を指導してください！」と文句を言ったのがきっかけで役員から「自分が役員をやって会員指導したら！」と言われて役員を受けました。しかし、支部で会員指導を行ったが、支部役員では根本からは直せない実感し、今度は岐阜県役員を受けて同様に直そうと努力をしたがここでも無理だと悟り、次はブロック、次は日調連研究員、次は日調連理事と悟り続けて20年近く役員を続けて、やっとの思いで業務指導の最高峰の業務部長としての今の私があります。何処まで私の描く土地家屋調査士像を理解していただけるのかわかりません。しかし、今100年に一度の不景気の時代ですが、現代社会は絶えず改革を求められることから、逆に100年に一度のチャンス時代でもあると考えています。私はそのチャンスを勝ち取る努力をしたいと思えますので皆様のご協力を何卒お願いいたします。

そこで、最初にその計画として、土地家屋調査士(資格者)が法務省からより大きな信頼を得ることができる事業が重要と考え、中長期的な取組みとして次に掲げる事業等を成功させる環境整備から順次実行したいと考えております。

- オンライン登記申請に必要な「認証カード取得率目標90%達成」による国策への組織としての協調体制の証の実現
- 各土地家屋調査士会及び日調連技術センター・データセンターとの連携による法務局と土地家屋調査士が協働作成する地図作成事業の実現
- 筆界特定の専門家として内外からも認めていただける専門書の作成 etc.

余りに大きな、夢のようなことばかりに思えるかもしれませんが、悪夢のような社会情勢が現実



きている現代なら、逆にこのように夢見ることが正夢になる可能性もあるのではないのでしょうか。可能性は捨ててしまえば実現できません。会員1人1人が調査士の明るい将来に向かってこれらの事業を成功させる努力をしようではありませんか。

昭和25年の土地家屋調査士制度が生まれるまでの諸先輩の熱い想いを忘れることなく、私たちは来年60周年を飛躍の年とする団結こそが、今、何より求められることではないのでしょうか。このような思いを胸に皆様の期待に副えるよう頑張りたいと思いますので、御協力をよろしく御願いして私の挨拶とさせていただきます。

就任のご挨拶

研修部長 加賀谷朋彦



この度、第66回定時総会において理事に再任され、7月1日の理事会の承認を得て、研修部担当の常任理事指名を拝受いたしました。

私は、前期2年間、研修部次長として研修制度の運営に、微力ながら関わらせていただきました。特に、会員の研修目標の設定と適正評価を行う「土地家屋調査士専門職能継続学習(土地家屋調査士CPD)」については、会員の皆様のご理解とご協力により、本年度から正式稼働することができました。今後は、運営につき各土地家屋調査士会との連携を密にして、「土地家屋調査士CPD」制度の充実、発展を図っていく所存です。また、表示登記制度と並び土地家屋調査士制度の基盤を支える双壁をなすともいえる「土地家屋調査士特別研修」は、本年度で第5回目を迎えます。

本研修につき研修部は、本年度より事務主管という立場で関わっていくこととなりますが、全会員受講を目標に引き続き各ブロック協議会、各土地家屋調査士会のご支援、ご協力を賜りながら精一杯頑張らせていただきたいと思います。

私の好きな言葉の一つに、「一隅を照らす」という一節があります。これは、「社会のどこにあっても、その立場立場においてなくてはならぬ人になる。その仕事を通じて世の中のために貢献する。そういう生き方を考えなければならない。」という意味を含んでいます。われわれ土地家屋調査士一人一人がそれぞれの一隅を守り、それぞれの一隅を照らすことで、社会全体を照らすことができると確信しております。私も全国17,820名土地家屋調査士会員の一人として、また、連合会役員の一員として微力ではありますが一隅を照らしていく所存ですので、皆様のご指導、ご鞭撻をよろしく御願い申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。

広報担当常任理事就任の御挨拶

～信頼関係は、広報で始まり広報で決まる。～

広報部長 山田一博

私は近畿ブロック協議会より推薦を頂き、今期広報担当常任理事を拝命致しました。前期は松岡連合会会長の下、司法制度改革への対応、土地家屋調査士制度の大変革に当たり、社会事業部担当常任理事となり、土地家屋調査士制度発展のため、全国の会員の皆さんと一緒に汗を掻いてまいりました。ご協力をいただきまして本当にありがとうございました。



我々、土地家屋調査士制度は、その一面では制度の一大改革期であり、また一面では新しい可能性の扉を拓く好機とも言えます。そのために広報活動が今まで以上に重要な役割を果たさないといけないと考えております。

広報とはまず、第一に組織とその関係する人々、集団が円滑にしてお互いが信頼できる関係を創造し、維持していく考え方、技術であるとされています。

土地家屋調査士制度を活用していただける人たちが、土地家屋調査士をどのように評価し、どのような疑問を持っているのか、いかなる情報を欲しいと思っておられるのかをまず、知る必要があります。そしてその疑問にどのように回答していくのか？土地家屋調査士はどのような理念、将来性等を持っているのか、自分たちの都合のいい情報だけでなく相手にとって本当に意味のある情報を発信していかなければなりません。

そのためには『現場・現象・現実』の把握がとても重要になります。これは組織だけでなく日々の業務をされておられる土地家屋調査士の皆様の熱い気持ちと現場で確認いただいている現象それに伴う現実が根拠となり、とても大切なものとなります。

その大切なものを十分に生かせるような制度であり、私の担当させていただく広報部では、それをわかりやすく、たくさんの人たちへご理解をいただき伝えていくことが役割だと信じております。是非現場での新鮮な大切な情報を生産していただき、ご提案いただければ幸いです。

最後に特に重視したいことは、心と心が通じ合うコミュニケーションを大切にして、対話をおこない、第一に公共の利益を意識した広報活動をしていきたいと考えています。

今期も連合会の会務に一層の支援、ご協力賜りますようお願い申し上げます、常任理事就任の挨拶に代えさせていただきます。

常任理事就任のご挨拶

社会事業部長 小林昭雄



第2回理事会(平成21年7月1日・2日開催)において、常任理事(社会事業部長)を拝命しました小林昭雄(青森会)です。全国の調査士の皆さんに、ひと言就任のご挨拶を申し上げます。

私は、前期2年間に社会事業部次長として取組させていただきました。全体的には、公共嘱託業務を取り巻く様々な変化に対応した基盤整備作り、及び制度の維持・発展に寄与するための参画ができたと思っております。しかしながら、何かを作ったとか何かを成し遂げたという実感は残念ながらありません。そういった意味からも、これからの2年間は「実績の成果を形として残す。」をモットーに取り組みたいと思っております。

社会事業部が取り組む大きな柱は【地図関係】・【筆界特定制度】・【ADR】・【公嘱登記及び公嘱協会】だと認識しております。日調連会則施行規則第9条の2に社会事業部が対応する項目が掲げられており、先ず、「地図の作成及び整備等に関する事項」があります。【地図関係】全般にわたり、堀越次長(群馬会)が担当し、法務省民事局民事第二課に提案した作業規程改訂版が『法務省不動産登記法第14条地図作成作業規程』として施行されることに伴い、「解説書」の着手に本格的に取り組み、会員の皆様のお手元にお届けしたいと考えております。また、制度対策本部の「地図対策室」との連携を図り、地図対策室のキーセッションとしての諸対応に務めるとともに社会事業部が事務主管となり地図対策室の活発な会務運営を推進したいと考えております。

次に、「筆界特定制度に関する調査及び研究に関する事項」があります。【筆界特定制度】対応として岩倉理事(神奈川会)が担当し、第66回定時総会において承認された、筆界特定制度の円滑な運用に向けた対応として、制度に関する実質的問題点の検討、制度の各地域における事例の研究、制度に係る実態

調査結果の分析、関係官庁及び関係団体との協議の実施、統計資料等の収集を行い、筆界特定制度の取組体制の強化として事例研究解説DVDの作成に取り組みたいと考えております。

次に、「会則第3条第14号に規定する筆界に関する民間紛争解決手続に関する調査及び研究並びにその手続実施機関設置の推進に関する事項」があります。4月1日現在で36会の境界問題相談センターが設立されており、法務大臣の指定が34会、ADR法第5条の規定に基づく認証取得が4会となっております。【ADR】対応として多田理事(香川会)が担当し、前期に引き続き、単位会への支援・連絡・情報提供を行い、ADR機関の設立・指定・認証手続に向けた適切な情報提供を図って行きたいと考えております。また、ADR認定土地家屋調査士活用支援に関する検討及び日本司法支援センター(法テラス)との連携に取り組みます。

最後に、「公共嘱託登記及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する事項」があります。

社会事業部特有の渉外的な対応を瀧下理事(東京会)が担当し、積極的な制度啓発を内外に対応したいと考えております。中央省庁への積極的な制度啓発はもとより、出先機関への啓発についても各会との連携を深めて推し進める予定であり、何よりも全公連との信頼関係ある連携を保ち、松岡会長のマニフェストである『土地家屋調査士の制度と業務を護る、育てる、深める、高める』のスローガンの基に、会長がいう「喰える職業」を思考ベースに捉え、公共嘱託登記関連業務の潜在需要の掘り起こしに努めたいと考えております。

社会事業部は本格的に稼働して今年で3年目を迎えます。実績の不充分さは否めませんが、社会事業部長の重責を仰せ付かった当職としまして、これまでの対応の甘さを十分に反省し、全国の会員の皆様の一助になるよう努力する所存でありますので、全国の会員皆様の今後のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

就任のご挨拶

研究所所長 藤木政和



私は近畿ブロック協議会から推薦をいただき、今期特命担当・研究所長として、常任理事に就任することになりました。

平成15年から平成18年にかけて、不動産登記法及びその関連法令の骨格が整備され、土地家屋調査士が果たすべき社会的責務も大きく変わりつつあります。また、さまざまな分野で国際標準化が進められていますが、我々土地家屋調査士もその例外ではなく、すでに「地籍業務」の標準化に向けての検討が国内外で始まっています。

こうした状況のなかで、研究所は、私たちが取り組んでいる業務の意義を明確にし、地籍業務を様々な角度から長期的な視野で考えていきます。さらに、登記制度における「地籍制度」の位置付けの明確化・発展を目指した「地籍に関する研究会」の設立に向けて、さまざまな活動をしていきます。

この2年間、特命担当・研究所の所長として、微力ながら、全力を尽くして事に当たる所存でありますので、関係各位のご支援、ご協力のほど、お願い申し上げます、常任理事就任の挨拶に代えさせていただきます。

日本土地家屋調査士会連合会 役員会務分掌等一覽表

(平成21年度～平成22年度)

平成21年7月1日

役 職	氏 名	所属会	役 職	氏 名	所属会
会 長	松 岡 直 武	大 阪	理 事 (研修部次長)	中 村 邦 夫	福 岡
副 会 長 (制度対策・広報・公嘱協会)	大 星 正 嗣	石 川	理 事 (広報部次長)	廣 瀬 一 郎	愛 知
副 会 長 (研修・社会事業)	志 野 忠 司	奈 良	理 事 (社会事業部次長)	堀 越 義 幸	群 馬
副 会 長 (業務・渉外・研究所)	竹 内 八 十 二	東 京	理 事 (総務部)	岩 淵 正 知	宮 城
副 会 長 (総務・財務)	関 根 一 三	埼 玉	理 事 (財務部)	戸 倉 茂 雄	山 口
専務理事	瀬 口 潤 二	山 口	理 事 (業務部)	漆 畑 雄 一 郎	静 岡
常務理事	竹 谷 喜 文		理 事 (業務部)	児 玉 勝 平	宮 崎
常任理事 (総務部長)	國 吉 正 和	東 京	理 事 (研修部)	服 部 道 明	函 館
常任理事 (財務部長)	大 場 英 彦	札 幌	理 事 (広報部)	中 塚 憲	長 野
常任理事 (業務部長)	小 野 伸 秋	岐 阜	理 事 (社会事業部)	瀧 下 俊 明	東 京
常任理事 (研修部長)	加 賀 谷 朋 彦	栃 木	理 事 (社会事業部)	岩 倉 弘 和	神 奈 川
常任理事 (広報部長)	山 田 一 博	京 都	理 事 (社会事業部)	多 田 努	香 川
常任理事 (社会事業部長)	小 林 昭 雄	青 森	監 事	高 橋 昭	茨 城
常任理事 (特命担当・研究所長)	藤 木 政 和	滋 賀	監 事	安 井 和 男	京 都
理 事 (総務部次長)	小 野 勇	愛 媛	監 事	阿 部 重 信	大 分
理 事 (業務部次長)	桑 田 和 明	広 島	予備監事	柴 山 武	福 島

境界の法律問題あれこれ (1)

寶金敏明

0 この短期連載のねらい

光栄にも、連合会から境界をめぐる法律問題について書いてほしい旨依頼を受け、快諾いたしました。土地家屋調査士の専門知識と、私のささやかな法律知識が共鳴することにより、表示登記のプロとしての皆様方の知識涵養に少しでもお役に立てればと願っております。

始めにお断りしなければならないのは、これから私が書き記すことは、法務省民事局の公式見解とは必ずしも一致していないということです。私の法律知識の淵源は、国有地に係る紛争を多く取り扱う訟務検事としての長年の経験と、法務総合研究所の教官・部長としての経験に基づくものが大部分であり、法務局長としての知見に基づくものはわずかです。その意味において、むしろ訟務実務の主流の考え方に近いと思っていただけて結構です。いずれにしろ、民事・訟務ご当局の公式見解を解説するものではないことを予めお断りしておきます。

肩肘張らず、気どらずに記述しますので、皆さんも論理思考より感性で受け止めていただければ幸いです。

取り上げるテーマも、良くある質問とか、最近問題となったケースにヒントを得た題材等、ランダムにさせていただきます。また、皆さんのお手元にないと思われる資料についてははていねいに引用させていただくなど、長短もまちまちとさせていただきます。

なお、本稿では、土地境界を厳密な法律用語として使用するときには、「筆界」「所有権界」「占有界」「公物管理界」「行政界」等と表記し、世間的な常識としての土地の境を指すときは「境界」と表記することとします^{<1>}。

1 「筆界」はいつ誕生したのか

明治以前の幕藩体制下においても「筆界」は存在したのでしょうか。結論からいえば、現行法にいう「筆界」は存在しなかったといえます。

私が直接扱った最も古い境界の事件は、出羽の国と陸前の国の^{くにざかい}国境がどこかをめぐって争われた蔵王県境事件です^{<1>}。蔵王権現の鎮座まします刈田岳の頂上付近が係争地です。係争地付近には、一人一人の力ではビクともしない古い24号石標がありながら、原告(民間会社)も被告(国)も「そこは境界ではない。境界は別の場所にある」と争った事件で、先輩から「境界標は、あるべき場所に存在して初めて境界標である」という、いささか哲学めいた法諺?を教わった事件です。

ちなみに、その石標がブッシュの中に埋もれているのを発見した若き検事は、同石標を文字どおり「動かぬ証拠」として、これをベースに、営林署(国)の県境でっち上げを論証し、当時の営林署長等を起訴しました。ところが、その石標は、他の証拠に照らすとき、動かぬ証拠ではないとの理由で、その刑事事件は無罪となってしまう、間もなくしてその検事は辞職してしまったと仄聞しています。とても優秀な検事だったと伺っていますが、境界事件の難しさを改めて感じさせられた事件でした。

いきなり本題から逸れてしまいました。「筆界」はいつ誕生したのか。明治以前にも「筆界」はあったのか、という本題に戻ります。皆さん方も良くご存知のとおり、古い事件では、例えば「二千百五十二 田三畝貳拾六歩」のような旧幕藩体制下の地番の表示がさかんに登場します。当事者は、そこに表示された地番と地番との境が「筆界」であると認識します。先にご紹介した蔵王県境事件でも、絵図面や古文書で「県境」ないし「市町村界」(境界の一種である行政界)を立証しようとしています。いうまでもなく、筆界は県境を越えることはできません(不動産登記

0-<1>「筆界」「所有権界」「占有界」「公物管理界」「行政界」等の意味内容については、拙著「境界の理論と実務」(平成21年)(以下、単に「境界の理論と実務」と言います。)1頁以下参照。

1-<1> 仙台地判昭和62年3月30日判時1240号104頁、根岸重治「蔵王県境裁判三十年の軌跡」(平成8年)、拙稿「境界確定の難しさ」登記情報37巻11号4頁(平成9年)。

法34条1項1号、不動産登記規則97条・98条)ので、県境の争いは筆界の争いでもあるということになります。

不動産登記法にいう「筆界」(同法123条1号)が成立したのは、近代的土地所有制度が確立した明治初年以降のことです¹⁻²⁾。上記のようなそれ以前の「地番の表示」は、純粋な理屈の上では、たまたま当該表示が明治初年以降も流用された場合にのみ効力を持続し、他の地番との境すなわち「筆界」が論じられることとなるだけなのです。概念の遊びみたいな話で恐縮ですが、土地家屋調査士は、表示登記マターに関してはプロ中のプロなので、例えば、調査書や鑑定書の中で、先ほどの「〇〇番と△△番の筆界は…と判定される」といきなり記述するのではなく、「〇〇番と△△番の表示は、近代土地所有権が成立した明示初年以降も継承されて原始公図及び土地台帳上、当該地番が表記され、原始筆界として現在に至っている。」という注釈をしっかりと付記した上で、「〇〇番と△△番の筆界は…と判定される」と書いていただきたいと思います。

2 なぜ筆界の他に所有権界があるのか

土地の「境界」に争いが生じたときの紛争解決は、明治初年に近代市民法理が導入され、民事訴訟法が制定されて以来、一貫して裁判所が行っています。そして法律を少しでも学んだ人であれば、土地の「境界」についての争いすなわち境界確定訴訟の本質論については、確認訴訟説、形成訴訟説、形式的形成訴訟説(判例・通説)、複合訴訟説等に分かれ、高まいた議論が展開されていることはご承知のとおりであります。その論争の過程は、ドイツにおける学説の変遷に強い影響を受けているといわれています¹⁾。歴史的・沿革的に見て我が国の民法・民訴法学者の議論は、ドイツやフランス、とりわけドイツの影響を色濃く受けています。そのように外国の影響を受けた法制を議論する際、我が国固有の問題については、時として等閑視される傾向を生じているのです

が、境界問題も例外ではないようです。

民法学者も民訴法学者も、古くは、法律上土地の「境界」は一つしかないという漠然とした印象を抱いていたようです。

ところが、不動産に係る所有権の移転は、登記によって行うという形式主義を採用しているドイツ法²⁾と異なりまして、我が国の民法においては、フランス民法にならひ、意思主義を採用しています。すなわち土地所有権の移転は意思表示のみによって移転し、登記は対抗要件に過ぎないとされています(民法176条・177条)。

そのため、例えば、親から相続した一筆の土地を兄の甲・弟の乙で東西に2分割して所有することで合意したとすれば、その時点で分割線に沿って所有権界が創設されますが、分筆登記の申請をせずに未登記のまま放置すれば、「所有権界はあるが、筆界は存在しない」状態になります。反対に、親から受け継いだ一団の(数筆の)土地につき、甲・乙が真つ二つに分筆登記して、それぞれ数筆ずつ相続することとした場合には、同一所有者甲の所有地有地内(乙所有地内も同様)には、「筆界はあるが、所有権界はない」という関係になります。ついでにお話しますと、この所有権界のない筆界の場合、当事者の筆界認識は、極めてあいまいかつ無責任なものになりがちであることは、皆さん周知のとおりであります。実務のささやかな経験話で申し訳ないのですが、広大な土地を保有する大地主が、数筆の一部を切売りするときの地主の筆界「認識」は、いささかあいまいという印象があります。

所有権の移転は登記によって行われるというドイツの法制に引きずられてか、かつては土地の境界には私的所有権界の他に「公法上の境界」すなわち筆界が存在するという議論に対しては、「境界が2つあるなどという議論は、国民に無用の混乱を招く」という根強い反対論がありました³⁾。ちなみに、瀬口潤二土地家屋調査士は、今でも国民に筆界と所有権界との違いを説明することに苦勞するとしておられます⁴⁾。

1-2) 境界の理論と実務2頁以下・8頁以下。

2-1) 吉野衛「土地の境界」新・不動産登記講座2・321頁以下(平成10年)。

2-2) 遠藤浩ほか編集「民法(2)物権(第4版増補版)」38頁(平成15年)。

2-3) 宮崎福二「境界確定訴訟の性質について」判タ49号1頁(昭和30年)。

2-4) 瀬口潤二「筆界特定制度における土地家屋調査士の役割」ジュリスト1372号8頁(平成21年)

確かに、私自身(親戚・友人のケースも含め)、何度か境界トラブルに遭遇していますが、「境界は2つある」と言い出す勇氣はありませんでした。

しかし、最高裁判所は、古くから民法の意思主義に由来する「所有権界」の他に、登記の対抗要件の及ぶ範囲を画する「地番と地番の境」があることを気づいており、そのために「所有権の範囲の確認訴訟」の他に「境界確定訴訟」という別個の訴訟類型を編み出し、判例法上、確立していったのです。その場合、厳密に言えば、「境界確定訴訟」でなく「筆界確定訴訟」と呼ぶべきなのですが、裁判官の多くは、今でも慣例に従い「境界」確定訴訟と呼び習わしているようです。もっとも平成18年に筆界特定制度が発足し、不動産登記法上に「筆界確定訴訟」(123条1号)が明記されて以降、学者の一部は「筆界確定訴訟」と呼び習わすに至っています^{<5>}。

明治の先人は、相隣接する民有地の間に、おそらく無意識のままに「所有権界」と「筆界」という2つの「境界」を作ってしまった。そのことが(本稿3以下に述べるとおり)境界のプロである皆さんをも困惑させるような法律問題を次々と生じさせているのです。

<次号に続く>

【著者略歴】

寶金敏明(ほうきん としあき)

1946年、石川県に生まれる。1973年、検事に任官し、その後、大阪・仙台の各法務局訟務部付、東京地方裁判所判事補、法務省訟務部付、法務総合研究所教官・同研修第三部長、札幌・東京の各法務局訟務部長、法務省訟務局租税訟務課長、東京国税不服審判所長、東京法務局長を経て、最高検察庁検事にて退官。現在内閣府情報公開・個人情報保護審査会委員を務める。

主著に『里道・水路・海浜—長狭物の所有と管理—』(ぎょうせい)、『境界の理論と実務』(日本加除出版)がある。

2-<5> 例えば、伊東俊明ジュリスト増刊『民事訴訟法の争点』(平成21年) 126頁。

日調連のXML土地所在図作成ソフトで 図面を作成し申請をしてみた



九州ブロック協議会オンライン登記申請促進組織 リーダー 上村徹志

昨年より、XML土地所在図作成ソフト(以下「XMLソフト」という。)の検討会に参加していましたが、ついにそのソフトが公開され、ブロック協議会において伝達研修会を行うこととなりました。

実際に自分で登記申請に添付してみないことには、人に伝えることができないと思い、地積更正登記を、XMLソフトで図面を作成し申請をしてみました。

前にも説明を受けていたせいか、ダウンロードした「利用マニュアル図面作成」のとおりで作図、図面の右側に500分の1で配置、街区多角点も図枠に収まり、多少手間は掛かりますが、それほど難しくなく、一枚に収まる図面であれば、なんとかなりそうです。

ただ、メーカーのソフトと比べると基本的なことしかできず、まだまだ修正すべき点はあると思いますが、とにかく登記が完了し法務局から図面が交付されたことは確認できました。

利用マニュアルを見ながら我慢強く作業をすれば、大多数の方は図面の作成ができるのではないかと思います。次に、私が図面を作成して気づいた点を書くことにします。

インストールについて

まず、日調連ホームページ「会員の広場」からXMLソフトと利用マニュアルをダウンロードして、内容を確認。パソコン3台に設定をしてみました。が、(3台ともWindows XP) 1台は設定ができず、マニュアル(導入編)に載っていたマイクロソフトのMSXML 4.0 Service Pack2 (Microsoft XML Core Services)をダウンロードし、インストール後に再設定するとインストールは完了しました。

SIMAデータの作成

地積測量図を作成するために、普段使っている作図ソフトにて申請図と同じ図面を作成し、SIMAファイルにて出力(ヒゲ先の座標も作っておくと便利)。私が使っているソフトでは、図面上の座標・区画のみをSIMA出力する機能がなかったので、その機能を使って取込用SIMAを作成しました。

点間距離の丸めについて

オプション設定のサイズタブの「丸め設定」の初期値は、

項目	小数点以下桁数	丸めモード
座標値	3	四捨五入
点間距離(地図)	3	切捨て
点間距離(求積表)	3	切捨て

と設定してありますが、
法務局の交付する地積測量図は、

項目	小数点以下桁数	丸めモード
座標値	3	四捨五入
点間距離(地図)	3	四捨五入
点間距離(求積表)	3	四捨五入

で設定されているようです。

私はこれを知らず、図面・求積表ともに小数点以下桁数2桁、丸めモードを切捨てに設定したため、座標計算点間距離14.4996(4桁)を丸めると、自分で作成した図面の表示1.49m(2桁・切捨てで表示)となりますが、法務局が交付する図面には、1.500m(3桁・四捨五入で表示)となってしまいます。

こちらの設定は法務局の交付される図面には反映されないなので、気をつけてください。

求積表などの表示について

法務局の交付図面では、求積表や基準点の表の文字・数字は、すべて右詰で表示をされます。

せめて、文字列については、左詰もしくは、中央配置にしてもらいたいのですが…。

日調連のXMLソフトで表示される表

地番	955-144					
境界点	X座標(Xn)	Y座標(Yn)	点間距離	境界標種別	座標値種別	備考
3	60632.142	-55479.783	25.83	コンクリート標	実測値	TS値
2	60608.306	-55469.814		20.14	金属標	実測値
8	60589.706	-55462.065	2.93		計算	
7	60590.823	-55459.353	5.61	コンクリート標	実測値	TS値
6	60592.960	-55454.162	29.32	コンクリート標	実測値	TS値
5	60616.419	-55471.752	12.29	コンクリート標	実測値	TS値
4	60627.346	-55466.116	14.48	コンクリート標	実測値	TS値
3	60632.142	-55479.783		コンクリート標	実測値	TS値
計算方法	2F=Σ [Xn(Yn+1 - Yn-1)]					
倍面積	480.506265					
面積(m ²)	240.2531325					
地積	240.25 m ²					

測量年月日	平成21年4月20日
座標系	公共座標2系

測量の基準			既知点の名称及び座標値				
測地系	既知点	座標変換	点名	X座標	Y座標	標識	備考
世界	公共基準点	無	2B097	60555.405	-55480.016	金属標	TS値
世界	公共基準点	無	2B098	60572.769	-55454.189	金属標	TS値
世界	登記基準点	無	904	60613.601	-55465.829	金属プレート標	TS値

法務局から交付された図面の表

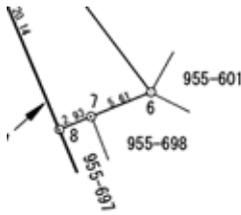
地番	955-144					
筆界点	X座標(Xn)	Y座標(Yn)	点間距離	境界標種別	座標値種別	備考
3	60,632.142	-55,479.783	25.837	コンクリート標	実測値	TS値
2	60,608.306	-55,469.814		20.150	金属標	実測値
8	60,589.706	-55,462.065	2.933		計算	
7	60,590.823	-55,459.353	5.614	コンクリート標	実測値	TS値
6	60,592.96	-55,454.162	29.321	コンクリート標	実測値	TS値
5	60,616.419	-55,471.752	12.295	コンクリート標	実測値	TS値
4	60,627.346	-55,466.116	14.484	コンクリート標	実測値	TS値
3	60,632.142	-55,479.783		コンクリート標	実測値	TS値
計算方法	2F=Σ [Xn(Yn+1 - Yn-1)]					
倍面積	480.506265					
面積(m ²)	240.2531325					
地積	240.25 m ²					

測量年月日	平成21年 4月20日
座標系	Ⅱ系

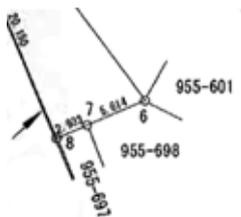
測量の基準			既知点の名称及び座標値				
測地系	既知点	座標変換	点名	X座標	Y座標	標識	備考
世界	公共基準点	無	2B097	60,555.405	-55,480.016	金属標	TS値
世界	公共基準点	無	2B098	60,572.769	-55,454.189	金属標	TS値
世界	登記基準点	無	904	60,613.601	-55,465.829	金属プレート標	TS値

プロットマークについて

また、XMLソフトで作成した図面では、区画の筆界点のプロットマーク上に線がかぶらないようになっていますが、



法務局交付の図面では、プロットマークの中心まで線が引かれています。



入力項目について

図面属性の項目では、必ず入力項目にて、所在等を入力してください。

このソフトで、図面を作成された方の中に、「所在の文字が上にひっつくので気に入らない。申請人の名前が小さく表示されるので、図面属性では入力せず、画面上の文字入力にて所在と申請人の欄を入力した。」という方がいました。

このソフト上の画面表示については問題ないのですが、XML化した際、所在や申請人の覧になにも入力されていないことになってしまい、法務局に申請したときに、はじかれる可能性があります。

「図面属性項目の未入力チェック機能」を追加してもらえると便利と思いました。



XML形式の図面は、紙やTIFFの図面とは異なり、画面(図面)上に表示されていれば良いというのではなく、指定された項目に所在等の情報を入力する必要があります。



XML化された図面

最後に

現在提出されている地積測量図のほとんどが、公共座標を使って作成された図面です。法務局では、これらの図面の区画・座標を地図情報システムに取り込むことにより、正確な地図ができ上がる予定です。

法務局の職員が、TIFF形式や紙の図面から座標と区画を拾って地図情報システムに手作業で入力するのは、今後、法務局の職員数の減少により困難となるため、図面から自動的に座標と区画を正確に取り込めるXML形式の図面で申請されることを要望されるでしょう。

メーカーからもオプションではありますが、地積測量図・建物図面のXMLへの変換ソフトが販売されているようです。

みなさんも一度、XML形式の図面で申請してみたいかがでしょうか。

「第3回専門家と共に考える 災害への備え 地域復興編」

～今こそ首都直下地震に真剣に向き合うとき～

東京土地家屋調査士会 山本憲一

平成21年7月16日(木)、東京都庁第一本庁舎5階大会議場において標記シンポジウムが開催されました。主催者である「災害復興まちづくり支援機構」は、阪神・淡路大震災を機に専門家同士の連携と平時からの整備の重要性を認識し、平成16年11月に設立されました。現在、東京土地家屋調査士会を含む18の団体が参加しています。このシンポジウムは防災という観点からではなく、起きてしまった後の復興というところに視点を置いており、混乱が予想される被災後の地域をどのように立て直すのか、たいへん興味を持って参加しました。

開会挨拶

東京都危機管理監 島田幸太郎氏

7月16日は2年前に新潟県中越沖地震があった日である。今でも仮設住宅で不便を強いられている方々が多くいると聞いている。その方々を思いながら、行政にとっても実りある会議にしていきたい。マグニチュード7.3規模の地震が30年以内に70%の確立で起こるといわれている。今、東京でこのクラスの地震が起きたと想定すると、死者約6,000人と推定される。この時初動の段階では、行政はほぼ何もできないとあっていい。震災から身を守るには先ず「自助」が大切である。そして、まちづくりも大事である。震災が起きる前に復興計画を立てるのが理想である。これを目指して自分の住む町で頑張りたいと思っている。東京を震災に対して強い街にし、次の世代へ渡していくために何をしなければならぬかを学びたいと思っている。



会場入口

第1部 基調講演

震災後の速やかな復興、事前復興についての専門家の果たすべき役割について

首都大学東京大学院 都市環境科学研究科
教授 中林一樹氏



中林氏

30年以内に70%の確立で起こる直下型地震として、東京都や内閣府が地震被害として想定した、東京湾北部直下地震の説明があった。被害を減らす努力をすると同時にその先の復興と一緒に考えるというのが事前復興という取組みである。災害対策とは「被害を軽減する」対策であり、事前に取り組む「災害予防対策」としては耐震補強・不燃化・道路の拡幅などが挙げられる。災害の発生後に被害の拡大を防ぐために行う「災害対応対策」には防災組織の編成など人的要素が必要になる。

震災後、復興していくことになるが、ビジョンを描いているのかどうか。復興というのは震災を機に地域のトレンドを震災前よりも高めることであり、それを可能にするのは地域力である。ただ、復興計

画は行政が策定する法的根拠がなく、任意の計画でしかない。東京もそれでよいのかという問いかけがされた。とりわけ、行政・被災者・専門家がどのように協働し、役割分担するのか、復興のためのビジョン、プランニング、プロセス・マネジメントが復興の3要素であり、阪神・淡路大地震の教訓でもあるとの説明があった。

第2部 事例報告

～復興への取り組みと残されている課題～

①阪神・淡路大震災からまもなく15年

阪神・淡路まちづくり支援機構事務局長
弁護士 津久井進氏



津久井氏

阪神・淡路大震災から14年目が過ぎ、地震の教訓はすでに過去のものになっている。被災者がその体験を語る責任があるならば、それを放置している現状がある。何が必要かという「想像力」を働かせることである。五感で感じるために震災後の写真が紹介された。専門家の役割として最初の段階では、専門家であっても同じ目線で共感するということが大事である。そして様々な問題に直面することになるが、例えば、借地・借家をめぐるとの問題では、建物が滅失したか否かで、借家契約の終了か存続か、それに伴い敷金返還か補修負担の問題かに分かれる。しかし、こうした問題を専門家が情報提供することにより、「自分たちで何とかできる」自主的紛争解決機能が形成される。これはパニック防止機能を備え、こころのケアにもつながることになる。さらに無駄なエネルギー消費を避け、復興へエネルギーを注力できることにもなる。実際、裁判所での事件数は震災前よりも減少している。ここに専門家の役割があるのではない。

事例報告として、自主的共同建替への支援として

税理士・弁護士・建築士のコラボレーションの事例が報告された。またマンションの再建事業としては、複雑な法律関係の他に多くの専門家が関与することになるが、専門家の意義は住民がこれからどうしたらいいのかという不安感を取り除くことにある。それにより自分たちで考えて自分たちで立ち上がることができる。我々専門家は先ず市民に目を向け自立を支援しつつ、行政とのパイプ役になることが大事である。

その他、以下の事例報告があった。

- ・広域的に地盤が移動する地区における境界の再確定事業の支援
- ・倒壊市場の共同再建の支援
- ・細街路整備、幅員拡張と、小規模世帯の共同建替え
- ・住民による組合施行の土地区画整理事業と、地区内の共同再建事業

これらうまくいった事例であるが、震災後15年を経て多くの課題もある。尼崎市築地地区ではコミュニティが壊れてしまった。新長田地区では建物は作ったが人がいないなどの問題が残る。未解決の問題として、今まで手をつけてこなかった「災害救助法」「罹災都市借地借家臨時処理法」の改正をしたいと思っている。今の法律体系では防災に関する法律は多いが、復興に関する法律は少ない。その結果、限定的な特別法や既存法律の弾力的運用を強いられることになる。災害復興基本法制が望まれる。災害復興の基本理念は時代や地域を問うことなく、個人の尊厳回復や幸福追求を目的とし、地域とボランティアの自立性を保証し、あるべき社会像をデザインしたものであるが、これは「日本国憲法」がその理念を掲げている。災害復興は「憲法の理念を具体化する作業」ともいえる。

②新潟県中越地震から5年

長岡技術科学大学 准教授 上村靖司氏

中越地震では死者68名、全壊3,000棟、住宅被害100,000棟。61集落が孤立した。この地域は山村・豪雪・過疎・高齢の4条件が揃っており、地震前から地域は衰退の一途にあった。そこで、元の水準に戻ったら「復興」なのか、元の衰退トレンドに戻っても「復興」なのか、「復興」のゴールはどこにあるのかという問いかけがあった。



上村氏

次々と顕在化する本質的課題に雪の問題がある。そこで「越後雪かき道場」を始めた。関東から学生を呼んで実技(雪かき)を体験し、夜は交流会をするイベントで、年々拡大している。高齢で雪かきはできなくとも地元のおじいちゃん、おばあちゃんは大変元気で、若者たちが雪を通じて何かを感じてもらおうということに目的がある。

震災後、道路の復旧がある程度終わった頃、もともと不採算路線であったためでもあるが、山古志村の足である越後交通が完全撤退すると表明した。人口1,500人の村をどうしたらいいのか。そこでNPO法人が運営するバスを運行させることにした。年間5,000円で会員証を発行し、乗り放題のシステムにした。住民の98%が参加している。平成20年7月1日に運行を開始して同年10月9日に10,000人突破した。わずか1,500人の村でこれだけの需要を作り出した。雪かきにしろ、公共交通の撤退にしろこれは顕在化する本質的課題である。震災を契機に住民指導の新たな公を考えることが必要である。

萎んでいく復興ではなく、広がっていく復興にしたい。震災1周年に、震災探索ハイキングを企画した。震源は田んぼの真ん中で、地権者の許可をもらって標識を設置した。いまではそこで収穫される米は、「震央米」としてひっぱりだこの状態である。被災した住民の声の紹介が最後にあった。

「地震が起こらなかったらこの地域はどうなっていたのかを考えるとゾッとする。ボランティアのみなさんに池谷に来てもらって本当にいろんな視点や考えを与えてもらった。池谷の10年後がどうなっているのか、俺が一番知りたい。十日町市民」

第3部 パネルディスカッション

コーディネーター：中林一樹氏

パネリスト：津久井進氏、上村靖司氏、紙田和代氏
(東京大学先端科学技術研究センター
客員研究員、土地区画整理士)、菊池
千春氏(災害復興まちづくり支援機構
代表委員 土地家屋調査士)

中林：先の事例報告ではうまくいった事例が報告されたが、うまくいかなかった事例としてはどのようなものがあったか。

津久井：マンションの復興支援には関与できなかった。対応の遅さ、事前復興が震災前にできていたらよかったと考えている。この地区のキーマンは誰なのか、問題となる点はどこなのかを共有できるかどうかで、かなり違うのではないかと。



パネルディスカッション

中林：中越地震から5年、今後の課題は？

上村：限界集落というトレンドは何も変わっていない。「震災のせいで」を理由になくなる集落もあれば、「震災のおかげで」を理由に意識の転換が始まっているところもある。次の5年は村が生き残れるかどうか。震災というバネが効いている間が次のステージだ。

中林：21世紀は災害が多発するといわれている。さらに人口減・高齢化が進む社会で市街地の街づくりはどうしたらいいのか。土地区画の観点から。

紙田：東京の密集市街地では100%の成果を期待しない。前よりも少し良くなればよしとする。事業の内容をよく住民に説明することがポイント。ただ、震災後は無理だろうから平時に事前復興の説明することが必要だ。

中林：土地区画整理は手法が体系化されているが、地域にあった多義化を進めるべきだ。首都直下型地震では土地の地籍の問題とか、倒壊した家屋の問題とか相当複雑になると思われるが、土地家屋調査士からみてそこらへんの課題はどうか。

菊池：東京では境界を復元できることになっている地域は、地籍調査事業で19%、登記所備付地図が1%未満という状況である。つまり境界の復元は極めて難しい状況にある。地図整備の重要性を広く訴えることが大事である。地図情報システムの中に登記情報だけでなく、下水道・固定資産情報をリンクさせ

るシステムを構築していくことも大事。

中林：地籍調査は都市計画の基礎であるので、大都市こそ早急に実施する必要がある。復興後のプロセスを、次世代を巻き込んで考えるとどうしたらいいのか。

津久井：相続人は自分たちの権利を守るという意識が強い。そこで地元の街づくりに参加してもコミュニティとの対立が多く、合意形成できない場合がある。

中林：今後、専門家としてどのような取り組みが必要になるか。

津久井：阪神・淡路大震災のときは東京から多くの「知恵」を借りた。被災していない地域からの「知恵」が借りられること、改正が必要な法の整備に取り組む必要がある。

上村：関心のない人に向けての防災意識の動機付け、そのための仕組みを作る必要がある。

菊池：模擬訓練を通じて、防災という観点から街を見ると、新しい視点が見えてくる。地域は自分たちが守るという意識を持つこと、災害時のルール作りが大事である。

紙田：模擬体験の大切さを実感してもらい、その手助けをするのが我々専門家である。特にコミュニティの希薄な地域や商業地域においては、その役目は重要になってくる。

主催：災害復興まちづくり支援機構、東京都

災害復興まちづくり支援機構：

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、東京司法書士会、東京税理士会、東京都行政書士会、東京土地家屋調査士会、東京都社会保険労務士会、(社)中小企業診断協会東京支部、(社)東京都不動産鑑定士協会、(社)東京都建築士事務所協会、(社)再開発コーディネーター協会、(社)日本建築家協会、(社)日本技術士会、(社)東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会、(社)全日本土地区画整理士会、(社)東京公共嘱託登記司法書士協会、日本公認会計士協会東京会

広報最前線

茨城

茨城会における広報活動の現状と未来への展望

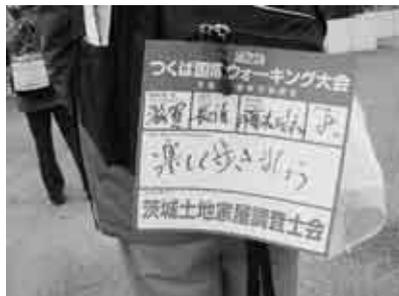
写真はH20,12月号No.623から抜粋



開会式の様子



大会関係者と土浦支部の皆さん



20年11月9日(日)に実施されました。

次に鹿行支部においては、平成20年11月29(土)・30日(日)に鉾田市において開催された、「鉾田うまかっぺフェスタ in 21」への参加です。当日は鉾田市・行方市内の会員の先生方が、会場内にて『気軽に相談できる』をコンセプトに表示登記に関する無料相談を実施しました。

以上が現状の広報活動です。



1.現状の広報活動について

茨城会の現在の広報活動は、本会において月1回の登記無料相談会(毎回4人くらいの相談があります。)や地元紙茨城新聞への新年のご挨拶及び暑中見舞いの広告、茨城県自由業団体連絡協議会(八士会)による無料相談会、また、水戸地方法務局における筆界特定の業務や最近では、「つくば国際ウォーキング大会」の主権者側としての参加(協賛という形で日調連も参加されています。)というような活動をしています。

次に、各支部におけるの広報活

動実施状況ですが8支部(水戸支部、土浦支部、日立支部、龍ヶ崎支部、ひたちなか支部、太田支部、しもづま下妻支部、鹿行支部)の内2支部がイベントへの参加をしています。

土浦支部においては、「つくば国際ウォーキング大会」への参加です。

この「つくば国際ウォーキング大会」は、平成19年より実施されているもので、平成20年度は、『サイエンスと自然が共生する田園・研究学園都市つくばの文化、環境、自然などの魅力を五感と足で感じていただく』をテーマに、平成

2. これからの広報活動について

各支部の広報活動協力員の皆さまに、今後の広報活動についての意見を聞きましたので、ここで発表します。

- ①無料相談会など、各市町村にて定期的に行えるような場を行政に提案し、土地の境界のトラブルの事例・未登記建物であったためのトラブルの事例等を説明しながら、併せて筆界特定制度やADR等の新しい制度の相談会も実施する。
- ②会員の中には、絵画・陶芸・写真等の趣味をお持ちの方がいるので、そういった作品展を開催し、併せて表示登記に関する無料相談会を実施してはどうか？
- ③県や市町村の広報誌や公式ホームページの広告欄の利用等
- ④茨城放送(ラジオ)・地元のコミュニティ放送局の年間スポットCMへの展開

以上4点が、広報活動協力員の皆様方からの今後の広報活動の意見としてあがってきた内容です。

年間予算がそう多くない広報活動費の中で、土地家屋調査士の知名度のアップを図るには、それなりの苦勞を伴うと思います。

しかし、会員一人一人が日頃から広報活動についての意識を持っていただければ、何か他にお金を掛けなくてもできる広報活動があるような気がします。

茨城会としても、他会の広報活動の現状を捉えて、また、他会の皆様とも意見交換をしながら進んで行きたいと考えています。

終わりに

現状のままでは会員数も減少してゆき、会の存続自体も危ぶまれる時がくるかもしれません。

これから未来に向けた広報活動を考える時、次の世代の土地家屋調査士会員に向けて、魅力のある

希望のある土地家屋調査士会として何をすべきか、全会員一丸となって取り組むべきではないかと思います。その一端で、少しでもお手伝いができるよう努力していきます。

平成21年8月9日

茨城会

副会長広報担当	岡本 秀一
広報部長	高本 光祐
広報副部長	菊地 勝則
広報部員	稲葉 功
各地区協力員	山口 勝也
	松井 伸幸
	見代絵美子
	疋田 敬之
	綿引 健次
	大塚 英之
	三石 隆司
	中久 喜正

茨城土地家屋調査士会広報部

埼玉土地家屋調査士会事務局

現在の埼玉土地家屋調査士会館は、昭和59年3月に建坪約63坪の会館として建築されました。現在の宮田会長は、歴代9代目の会長となります。会員数は平成21年7月末現在で875名、事務局職員数5名(1名は境界問題相談センター埼玉のパート職員)、平成21年度一般会計予算は、約15,530万円です。

埼玉会事務局の3階には、おそらく他会にはない珍しいものがございます。

それは、埼玉会の繁栄と会員共々業務の発展と進歩昂揚に、霊験あらたかに御守護を祈念した「調査士稲荷神社」があります。

会館所在地は6年ほど前に政令指定都市になり、都市化の進む中、事務局職員は古きを守り新しきを取り入れながら日々一丸となり、会務運営のための事務処理に努めております。

(事務局長 筒井 記)



会館全景



事務局職員集合写真 左から
筒井事務局長、橘田職員、辻本次長、高橋職員、宮城パート職員



調査士稲荷神社

埼玉土地家屋調査士会
埼玉県さいたま市浦和区高砂4丁目14番1号
TEL 048-862-3173
FAX 048-862-0916
<http://www.saitama-chosashi.or.jp/>
e-mail : office@saitama-chosashi.or.jp

島根県土地家屋調査士会事務局

事務局所在地 島根県松江市南田町 26 番地
TEL 0852-23-3520
FAX 0852-27-1051
e-mail simachou@ceres.ocn.ne.jp
ホームページ http://www.shimane-chousashi.or.jp/
職員 井上事務局長 阪本職員
会員数 124 名 (平成 21 年 8 月 5 日現在)



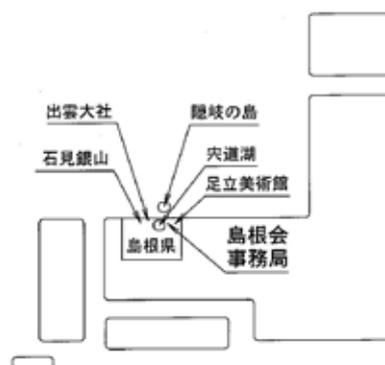
島根会会館は昭和 56 年、土地家屋調査士会と司法書士会との合同会館として建設され、この 3 階フロアが事務局となっており、写真の左が井上事務局長、右が阪本職員です。この二人の笑顔はいつも爽やかで、山陰地方の気候イメージとは正反対。会えばいつも元気がもらえます。

また、島根会では平成 21 ~ 22 年度役員の業務分掌(調査士会組織)を次のように定め、今期は特に、ADR センターの立ち上げ準備委員会を設け、副会長 3 人体制(前期までは 2 人)とし、一丸となって運営を行っています。

[総括] 加藤会長
(ADR 担当) 安達副会長 ADR 設立準備委員会 (7 名)
(総務・財務担当) 木戸副会長
総務部 森脇部長
* 合同会館運営委員会 (正副会長)
* 注意勧告理事会 (5 名)
財務部 石田部長

(業務・広報担当) 青木副会長
業務部 手銭部長
* 業務研修委員会 (7 名)
広報部 木村部長
* 広報編集委員会 (4 名)

さて、この機会に島根のお国自慢を、私の拙い日本地図をもとに簡単に紹介させていただきます。



まずは、縁結びの神様を祭る「出雲大社」、旧暦の 10 月を出雲では「神有月」といって日本全国の神々がお集まりになるといわれています。

婚活されている方はぜひお越しください(ステキな人との出会いがあるかもしれません)。

ここからしばらく西へ向かいますと、世界遺産に登録されて 3 年目を迎えた「石見銀山」があり、ここは 16 ~ 20 世紀頃まで良質な銀が大量に生産された地で、一見の価値があると思います。また、近くには幸せのバブルリングで有名になったシロイルカがいる「しまね海洋館アクアス」もあります。

島根県の東部に立地する「足立美術館」は、6 年連続日本一の名庭とされ、その美術館には横山大観を中心に、川合玉堂、菱田春草など幅広い作品が収蔵されており、芸術に興味ある方には必見でしょう。

そして、「宍道湖」、「隠岐の島」は、松江と京都が舞台となった NHK 朝の連続ドラマ「だんだん」で放映されましたが、夕景の美しさはまた格別です。

島根県土地家屋調査士会広報部長 木村 茂

会長
レポート

7月16日～8月15日

7月16日

大阪会研修会

左藤章を囲む各種団体の会

午後、大阪土地家屋調査士会の会員研修会が開催され出席。この日は、連合会専務理事の瀬口潤二氏を講師に迎えて、公共嘱託登記受託に係る業務区分の問題や関係省庁との折衝状況等を含む連合会の当面の課題と取り組みについて講演された。夕刻から前衆議院議員で、自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の事務局長にご就任いただいていた左藤章先生と各種団体の意見交換会が、大阪天王寺区のホテルで開催され招待をいただき出席。

17日

近畿ブロック協議会総会

近畿ブロック協議会(安井和男会長)の平成21年度定例協議会がJR奈良駅前のホテルで開催され出席。祝辞を述べるとともに、連合会会務報告の時間をいただき、当面の会務運営についてお話をさせていただいた。各議案とも執行部原案どおり可決承認されたが、新しいブロック協議会長には中村秀紀・滋賀会長が就任された。

尚、この日午前には、昨日開催の大阪会研修会に講師として来阪されていた連合会瀬口専務は、志野忠司連合会副会長と共に大阪市内にあるUR都市機構に出向し、同機構発注業務の仕様書記載事項等についての意見交換をさせていただく。

18日

谷口隆義議員打合せ

公明党土地家屋調査士制度改革・振興議員懇話会副会長の谷口隆義先生の事務所にお伺いし、当面の課題等について意見交換させていただいた。

20日

藤原久司氏 黄綬褒章受章祝賀会

香川県土地家屋調査士会会員の藤原久司氏におかれては、今春の褒章授与に当たり長年土地家屋調査士として業務に精励されるとともに、香川会及

び日調連役員として活躍され、土地家屋調査士制度の充実発展に寄与されたこと等が評価され、黄綬褒章を受章された。

その祝賀会が、高松市内のホテルで開催され出席。同氏とは連合会の会務を通じての長年の友人でもあり、特に土地家屋調査士会ADRの構築に当たっては、検討委員会の委員長・副委員長としてともに苦労した間柄。全国の土地家屋調査士を代表してお祝いの挨拶をさせていただいた。

21日

日本マンション学会関西支部

長年在籍している日本マンション学会では学会本部の常務理事を拝命しているが、地元である関西支部でもお世話役を務めている。この日夕刻、大阪地裁前の大阪弁護士会の施設の一つであるプロポセンターで幹事会が開催され、老朽マンションの再生問題や年数回開催している支部主催フォーラムの日程などを協議。出席の役員には阪神・淡路大震災被災地の被災マンション復興と一緒に取り組んできた仲間が多く、プライベートながら楽しい時間を過ごさせていただいた。

22日～23日

各種会議に出席

22日は皆既日食に期待していたが、上京の車中はあいにくの曇り空で見ることができなかった。午後から翌日にかけて連合会の各部会(広報部会・総務部会・業務部会)が開催され出席。いずれも総会後第1回目の会議ということで、挨拶と会務の基本方針についてお話をさせていただいた。

23日午後 法務省の人事異動でこのほど就任された原優民事局長を霞が関の法務省民事局長室に訪ね、挨拶をさせていただくとともに、当面の連合会の会務等について説明させていただいた。

24日

細田長司・日本司法書士会連合会長

先日の日本司法書士会連合会の定時総会で新しい連合会長に選任された細田長司氏(高知会)とお会いし、意見交換させていただく。細田会長と私は規制改革や法改正等に際して、ともに両連合会の

担当役員として意見を交わし、汗をかいた間柄であることから話が弾んだが、今後の両連合会の連携の強化を図ることなどを確認させていただいた。

25日

松木昭氏 黄綬褒章受章祝賀会

今春の褒章授与に際し、黄綬褒章受章の栄に浴された札幌土地家屋調査士会の元会長で、日調連理事としても活躍された松木昭氏の受章祝賀会が、札幌市内のホテルで開催され招待いただき出席。札幌会の会員のほか、北海道各地から旧知の方々が大勢出席されアットホームな楽しい祝賀の会となった。

27日

保岡興治・議員連盟会長激励会

自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟会長としてご指導いただいている保岡興治衆議院議員を激励する会が大阪桜ノ宮にある旧藤田男爵別邸・太閤園で開催され、近畿一円の調査士政治連盟の皆さんとご一緒に出席。挨拶をさせていただいた。

29日

須藤訟務総括審議官打合せ

東京法務局長来館

自民党・細田幹事長来館

ADR特別研修のスタート以来講師をお願いしてきた東京地裁の須藤典明部総括判事におかれては、このほど法務省訟務総括審議官(従前の訟務局長)にご就任された。この日、審議官室をおたずねし、ご挨拶をさせていただいた。

東京法務局の人事異動により新しく着任された山舖弥一郎局長が土地家屋調査士会館に就任挨拶にお見えになった。各副会長同席の上、ご挨拶させていただくとともに意見交換をさせていただく。

その後、自由民主党幹事長の細田博之先生が来館され、衆議院議員選挙に関する協力要請をいただいた。

29～30日

正副会長会議

第4回常任理事会

29日

昼食をはさんで正副会長会議を開催し、この後開

催の常任理事会の議題等について調整。

常任理事会では制度対策本部及び各委員会等の人事について協議。先の理事会で常任理事会に付託された案件でもあり、常任理事・各副会長の皆さんと人選をさせていただいた。

また、来年に予定している制度制定60周年記念事業や懸案となっている公共嘱託登記受託環境の整備に関する件、各部の事業執行に関する報告等、議題は審議事項・協議事項ともに多岐にわたった。

30日

会議終了後法務省会議室において民事第二課・小野瀬課長、澤村局付、小宮山企画官、前田補佐官、伊藤法務専門官にご出席いただき懸案となっている公共嘱託登記土地家屋調査士協会の従たる事務所のありよう等について連合会に設置した検討チームにおける検討の結果集約しつつある連合会の考え方についてその概要を報告をさせていただくとともに、今後の取り組みや諸規則整備についてご教示いただいた。

31日

山崎竹三郎氏の黄綬褒章受章祝賀会

午前中联合会館で執務の後、午後の飛行機で北海道・旭川へ。

藤原久司氏、松木昭氏ほかの皆さんと共に、単体会役員、联合会理事として会務を通じて調査士制度の充実発展に寄与されるとともに、永年の調査士業務を通じて社会に貢献された故をもって黄綬褒章を受章された旭川土地家屋調査士会の山崎竹三郎氏の祝賀会が旭川市内のホテルで開催され招待をいただき出席。この日はちょうど土地家屋調査士制度が誕生した日でもあり、全国の会員を代表してお祝いを述べさせていただいた。

8月3日

寶金敏明先生の出版記念講演会

元東京法務局長で、今日の筆界特定制度の本格議論のスタートともなった裁判外紛争解決制度の研究会(平成10～11年)の座長として活躍された寶金敏明先生がこのほど日本加除出版社から「境界の理論と実務」なる書籍を刊行されたが、その祝賀会を兼ねた記念講演会が東京・法曹会館で開催

され参席させていただく。演題は「筆界特定制度——その運用の課題と境界実務への投影」。東京近郊から土地家屋調査士の皆さんも多数出席。

6日

社会事業部会

社会事業部は担当する分野が多岐にわたっているが、ADR、筆界特定、地図整備、公共嘱託登記関係等々、いずれも連合会の重要課題を扱うセッションである。この日開催の部会ではそれぞれの項目について、連合会の基本姿勢や会長としての考えをお示しさせていただいた。

7日

長野 世界測地系原点標識設置祝賀会

長野県土地家屋調査士会(宮下照也会長)は、制度制定60周年記念事業の一環として第Ⅷ系国家座標原点の位置が県下南牧村の村有地内であることから菊池・南牧村村長はじめ関係者の皆さんと協議し、長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(塩川豊理事長)の全面協力の下、記念碑を設置した。翌日の記念式典を前にこの日夕刻から村内のホテルで祝賀会が調査士会役員を含め県内外から多数の出席を得て開催された。同村は八ヶ岳山麓に位置し、国立の野辺山天文台も置かれている満天の星が見えることで有名。祝賀会では国土地理院関東地方測量部の松村正一部長も出席され、祝辞の中で、国家座標系、国家基準点、天文観測等まつわる解説を兼ねた有意義なお話をいただいた。菊池南牧村村長はじめご出席の皆さんとお礼を兼ねてご挨拶・懇談させていただいた。

8日

座標原点標識設置記念式典

世界測地系の第Ⅷ系座標系の原点であり、8の字の縁起のよさも考慮したので、ということだが、記念式典はこの日、8月8日の午前8時8分、しかも除幕式では来賓が八の字に整列して綱を引くという念の入れ方だったが、天気も絶好の日和で、厳かなうちにも盛大な式典となった。原点に接する国道には早くも【第Ⅷ系国家座標原点標】の道路標識が設置される等、村はじめ関係の皆さんの思いのこもった設え。閉式の挨拶に立った塩川理事長は「可愛い娘を嫁にやるような心境」と、その思い

の一端を声を詰まらせて語った。

終了後、長野会の皆さんに案内いただき野辺山天文台を見学。

10日

鹿児島会へ

鹿児島県土地家屋調査士会(馬場幸二会長)との打ち合わせのため鹿児島会館へ。馬場会長、川村政治連盟会長、今村元会長ほか、役員・会員の皆さんと意見交換。夕刻、研究会に出席のため来館中の青年部の皆さんともお話をさせていただいた。

11日

愛媛会へ

福岡経由で松山空港へ。岡田潤一郎会長ほかの皆さんと当面の会務等についての報告をいただき意見交換させていただいた。夕刻から、愛媛県土地家屋調査士政治連盟(藤本徳夫会長)ほかの皆さんがお世話役となって開催された自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟幹事長の塩崎恭久衆議院議員の激励会に出席。

12日

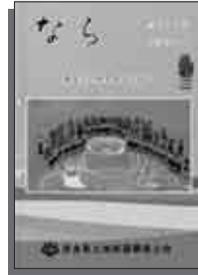
公嘱協会についての諸規則整備検討会

午後、議員連盟関係者と打ち合わせの後、連合会館で開催中の公嘱協会についての諸規則整備検討会に出席。この検討会は、新しく施行された公益法人法によって既存の協会は新法の定める一般社団法人または公益社団法人への移行とそれに伴う組織見直しが必要となったこと、更に新公益法人法に基づく一般社団法人としての協会の設立が相次いでいることから、協会に対して各単位会が適切な助言ができること、並びに土地家屋調査士法の所期する公共嘱託登記受託協会として運営されるためには、各単位会がその実情を十分に把握し、社員である会員に対しても適切な指導を行う必要があるところ、会への届け出事項の整備を含め、関係する諸規則を整備する必要があるとして設置。学者・有識者のご意見もお聞きしながら検討を進めている。近日中に検討会で積み重ねられた議論や検証報告、法令との整合性、法務省・民事第二課との協議結果等を斟酌しながら、連合会としての一定の考え方を各会に示したいと考えている。

奈良会

測量体験学習 「測量の日」記念事業

広報部長 藤山卓志



『なら』第214号

測量法が公布された6月3日が「測量の日」です。(社)奈良県測量設計業協会と奈良県土地家屋調査士会との共催で開催される「測量の日」のイベントは、今年は6月2日に桜井市にある城島小学校、6月3日に生駒市にある生駒南小学校で開催されました。

「測量の日」のイベントは、国土

交通省 国土地理院 近畿地方測量部 地理空間情報管理官 齋藤勘一氏による「測量のやくわり」についての講演の後、「私達の学校は地球のどこ」と題して学校の位置標柱建植をし、校庭にて、7項目の測量体験学習を行いました。

各自の歩幅を利用して長さを測り精密な観測機械で測った値と比

較したり、観測機械にふれる機会が測量体験学習です。普段測量作業をしていますと通りかかる子供から「なんお写真とってるの?」などと質問されたりしますが、この学習を通して「おっちゃんどこ測ってんの?」という質問をする子供が増えれば良いと期待しています。

測量機器で描き出した実物大の大仏の絵を取り囲む児童=2日、桜井市外山の市立城島小学校

GPS使って身長も 桜井・城島小で測量体験

きょう「測量の日」

国土交通省が主催する6月3日の「測量の日」を記念して、桜井市外山の市立城島小学校(同本英徳校区)で2日、県測量設計業協会と県土地家屋調査士会が主催する測量体験学習が行われ、6年生58人が参加した。ボールを投げた距離や歩幅を参照で測ったり、目測で木の高さなどを測き出した後、正確な数値と比較。衛星利用測位システム(GPS)機器で身長を測る体験もあった。またグラウンドには県測量設計業協会が測量機器で実物大の大仏を描き出した。参加した大前日希(はるき)さんは「一歩測って測った長さと同様に全然違った。これで全国地図を作ったのはすごい」、岩田輝君は「人工衛星で身長が分かってびっくりした」と話していた。



平成21年6月3日付 奈良新聞掲載

7月

22～23日

第1回広報部会

<協議事項>

- 1 広報部の事業執行方針について
- 2 広報員の選考について
- 3 広報ソールの作成について
- 4 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業について
- 5 Eメールマンスリーの発行について
- 6 広告について
- 7 G空間EXPOについて
- 8 ISO/TC211について
- 9 国際地籍シンポジウムについて
- 10 日調連ホームページについて
- 11 会報について
- 12 人材育成について
- 13 寄附講座について

23日

第2回総務部会

<協議事項>

- 1 平成21年度総務部事業の具体的執行計画について
- 2 関係法令、会則、諸規程等の検討・整備について
- 3 「土地家屋調査士倫理規程」の周知について
- 4 連合会業務執行体制の検討について
- 5 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業の準備について

第1回業務部会

<協議事項>

- 1 平成21年度業務部事業執行の方針について
- 2 業務部所管の各委員会等について
- 3 「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」(原案)に対する意見について
- 4 オンライン登記推進室との連携について
- 5 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業について

29日

第4回正副会長会議

29～30日

第4回常任理事会

<審議事項>

- 1 制度対策本部員の委嘱及び各種委員会等における委員等の選任について
- 2 第5回土地家屋調査士特別研修に係る日弁連法務研究財団との契約について

<協議事項>

- 1 公嘱協会の諸規則整備について

- 2 日調連特定認証局における平成22年度以降の運営について

- 3 『「不動産登記記録例について(通達)」(抜粋)』の配布について

- 4 講師団名簿の更新について

- 5 完全復元伊能図全国巡回フロア展中央実行委員会への参画について

- 6 法務省民事局民事第二課との定例事務打合せ会について

- 7 衆議院解散による総選挙の対応について

- 8 93条報告書プロジェクトチームの組成について

- 9 「ADR認定土地家屋調査士活用支援のための研修会」の開催方針について

- 10 オンライン登記申請促進組織のオブザーバーについて

30日

第1回土地家屋調査士制度制定60周年記念事業準備委員会

<協議事項>

- 1 委員長の選任について
- 2 60周年記念事業について

8月

6日

第1回社会事業部会

<協議事項>

- 1 平成21年度社会事業部事業執行の方針及び予算について
- 2 社会事業部の所管(又は事務主管)の各PT等の活動について
- 3 土地家屋調査士制度60周年記念事業について

10～11日

第3回総務部会

<協議事項>

- 1 平成21年度連合会会議日程について
- 2 平成21年度第1回全国ブロック協議会長会同の運営等について
- 3 平成21年度第1回全国会長会議の運営等について
- 4 関係法令、会則、諸規程等の検討・整備について
- 5 「土地家屋調査士倫理規程」の周知について
- 6 連合会業務執行体制の検討について
- 7 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業の準備について

12日

公共嘱託登記土地家屋調査士協会についての諸規則整備検討会

<協議事項>

- 1 公共嘱託登記受託法人に関する考え方について

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成21年 7月 1日付
東京 7557 木村 郁子 東京 7558 渡邊 満
神奈川 2843 小野 公三 神奈川 2844 田中 勇樹
神奈川 2845 西 将介 埼玉 2443 新井 大輔
千葉 2053 富永 博文 静岡 1680 高田 匡紀
大阪 3067 安田 弘 京都 809 外海 一平
三重 852 佐久間隆之 岐阜 1207 栗谷 一孝
岡山 1338 佐藤雄一郎 岡山 1339 渡邊 哲也
札幌 1141 木下 明 札幌 1142 本名 淳
愛媛 821 東 秀一
平成21年 7月10日付
神奈川 2846 内屋敷嘉一 神奈川 2847 中村 孝太
山梨 376 小俣 久 広島 1807 小谷 敏彦
札幌 1143 高橋 泰一
平成21年 7月21日付
埼玉 2444 今川 浩二 埼玉 2445 吉野 榮一
千葉 2054 坂本 晋介 新潟 2156 遠藤 誠司

登録取消し者は次のとおりです。

平成21年 4月13日付 東京 7320 小澤 愛明
平成21年 5月 2日付 福岡 1147 大迫 元季
平成21年 5月20日付 沖縄 252 仲村 弘
平成21年 5月22日付 東京 5033 高野 等
平成21年 5月24日付 東京 4532 小杉 昭
平成21年 5月25日付 長野 2176 高見沢宗秀
平成21年 6月 1日付 山口 681 保田 隆生
平成21年 6月 2日付 岩手 692 佐藤登志男
平成21年 6月 4日付 岡山 976 谷村 耕士
平成21年 6月 6日付 千葉 24 錦織 一男
平成21年 6月12日付 鹿児島 530 山口 静男
平成21年 6月14日付 岡山 400 山本 勇一
平成21年 6月17日付 埼玉 2082 森永 津軽
平成21年 6月19日付 千葉 1090 川名 勉
平成21年 7月 1日付
東京 1395 外池 孝雄 東京 6687 木村 豊
大阪 1544 中嶋 征夫 大阪 2156 福本 繁
大阪 2199 北垣 繁 宮城 939 齋藤 清
平成21年 7月10日付
東京 6047 夏野 典子 東京 6164 大久保通禮
東京 6539 一方井美栄子 埼玉 936 原科 勘一
埼玉 2233 土田 登 茨城 1268 中島 修
大阪 2447 竹浦 武司 広島 1038 近藤 達夫
岡山 941 坪井 淳 佐賀 518 平 文夫
鹿児島 569 松葉瀬幸夫 鹿児島 761 坂元 計介
秋田 886 金沢 貴 香川 648 近藤 一正
平成21年 7月21日付
兵庫 1388 溝口 敏雄 兵庫 2202 豊島 兼人
愛知 1657 上田 祥夫 鹿児島 647 荒川 利男
宮崎 759 定益 通正 秋田 539 鈴木 嘉昭
高知 536 岩国 馨

ちょうさし俳壇

第292回



讃岐行 水上陽三

鰻弁当提げて乗り込む土用丑
案内さる灼けし与一の祈り岩
国分寺太鼓上腕隆と夏乙女
夏の宴涙腺ゆるぶ太鼓の音
梅雨霧らふ右に左に讃岐富士

雑詠 水上陽三選

岐阜 深谷健吾

旋風来て噴水を歪めけり
青空へ背伸びしてゐる尺取虫
裏腹の腹を露骨に女郎蜘蛛
襲撃のごとし驟雨の平家谷
飛び交ふは源氏蛭か鞍馬川

岐阜 堀越貞有

帰省子の髭をたくはへ脛かじり
風吹けば坂転げゆく落し文
夏萩や閉ざして久し登り窯
譲り合ひまた競い合ふ蟻の列
生身魂定期満期日だけ記憶

愛知 清水正明

諫死せし人の邸社や血止草
山霧に濡れる峠や「みね」の墓
閑かさや霧が霧ひく千曲川
夜もすがら山を鎮める木曾踊り
ちちる鳴く邪馬台国の広さかな

東京 黒沢利久

片蔭や人形町の陶器市
夕立の音健やかに食卓へ
下町の小公園の蝉しぐれ
涼風や宇宙飛行士帰り来る
母の忌の八月四日飯炊ける

茨城 島田操

参内に着たる礼服土用干し
花火果て星の煌めく空戻る
新しき墓碑の朱文字や百日紅
捨てきれぬ飯盒錆びて終戦忌
一日の火照りを冷ます夕立風

福島 加藤捷子

検査後の身仕舞正す霧の峰
打合はせ終えたる肩に驟雨過ぐ
ひさかたの外で怯えるはたた神
日除けにと植ゑたる胡瓜軒を越ゆ
二人して脚立持ち出しもぐ胡瓜

埼玉 井上晃一

くぼみたる古刹の礎や梅雨の明け
宿の宴浴衣姿の差し向かひ
植木屋の木下闇にて鉄研ぐ

埼玉 疋野一朗

露天湯に浸りて聞かや河鹿笛
手花火の子の手しばらく見つめけり

今月の作品から

深谷健吾

旋風来て噴水を歪めけり
「つむじ風来て」と読む。一読説明の要の
無い作品である。誰もが目にしている光景
であり、風を受けた噴水の光景が生き生き
と表現された、叙景句である。

堀越貞有

帰省子の髭をたくはへ脛かじり
この帰省子は、実家を離れて下宿してい
る大学生であろう。中東のイスラム圏の
人々の影響もあるのであろうか、現今の若
者の風俗と日本的な風習を皮肉をこめて叙
している。

清水正明

諫死せし人の邸社や血止草
諫死せる人は織田信長の素行を諫めて自
刃した平手政秀である。その屋敷跡が観光
スポットになっているのである。庭内の
いわれ書きの傍らに血止草を発見して、皮
肉な巡り合わせに感じ入ったの作。

黒沢利久

母の忌の八月四日飯炊ける
茶飯事の一こまに過ぎないが、飯の炊け
る匂い、ふつくらと炊き上がった真っ白の
ご飯を母の仏前に供えたであろう敬虔な気
持ちの彷彿する作品である。

平成21年度事業計画に基づき、6月29～30日に開催された第3回理事会において、「危機管理室」、「公益法人対策室」、「地図問題対策室」の3つの室を設置し、各室員を決定しました。

なお、各対策室の設置理由等については、下記のとおりです。

<危機管理室>

危機管理室は、従来組成していた目的ごとの各種委員会から各部及び各種委員会に横断的に関わる事柄を、適切迅速に処理するために組成したものです。

全公連には従来からの総務・広報・公益法人・経理・業務・研修の6部があります。しかし、これら従来の各部での対応だけでなく横断的な緊急事案が多数発生している現状を鑑みて、鈴木会長を室長とし、担当副室長として柳平副会長、室員として倉富、塩川各副会長、越智筆頭理事、大保木正博(岐阜協会)、菅原浩明(埼玉協会)の7名で組成し、7月31日に第1回の会議を開催しました。

今後は、タイムリーな対応を協議するため、Web会議等を活用しながら室の運営を行う予定です。

<公益法人対策室>

公益法人対策室は、全公連加盟49の協会が公益法人改革において、公益法人3法に則りスムーズな移行を成し遂げるべき課題について共通の問題点を検討し、移行に関する認識を共有する場を提供するために組成したものです。

各協会の共通した認識に立ち、如何なる選択がこれまで20有余年に渡る先人たちの栄光ある協会活動を、如何に今後継承していくという原点からの再構築を基本に検討を加えると共に、各協会に対し一方的な情報の提供でなく、対策室の検討会(Web会議も含む。)には、希望する協会からのオブザーバーとしての参加を認め、公開検討会を基本に各協会特有の詳細な部分に対してもその方向性を示していきたいと考えております。

室長を塩川副会長とし、室員には、越智筆頭理事、吉倉・林・満尾各理事、横山幸一郎(大阪協会)、岩田昌宏(愛知協会)の各協会において公益法人改革の

先頭に立って活躍している7名を配しました。

なお、柳平副会長(非常勤)、岩淵顧問弁護士(非常勤)、澤村顧問公認会計士(非常勤)には、適宜検討会に参加いただく予定です。

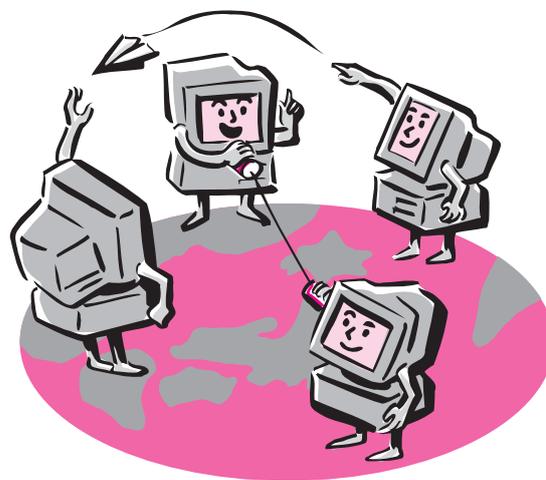
<地図問題対策室>

地図問題対策室は、地図整備及び作成作業等の受託形態を改善し、適正な体制に向けて全公連理事会に対し提言することを目的として組成しました。

室長を倉富副会長とし、室員には泉理事、島田周治(大分協会)の3名で組成し、平成21年7月10日と11日の両日、愛媛県松山市において第1回対策室を開催しました。

この研修会には、四国地区の愛媛県、香川県、高知県の地図作成担当者がオブザーバーとして参加し、現在の地図作成作業全般の問題点及び課題について2日間熱心な討議を行いました。

第1回目の対策室を踏まえ、当面する入札問題への答申を提出するとともに、第2回目の対策室をWeb会議、あるいは必要に応じて招集した上で開催することとしております。



会務報告～前号以降

- 6月15～16日 日調連第66回定時総会
- 6月16日 自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟
- 6月16～17日 第5回正副会長会議
- 6月19日 事務引継ぎ
- 6月19日 中部ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
- 6月23日 第6回正副会長会議(web開催)
- 6月29～30日 第3回理事会
- 6月30日 農林水産省と国土交通省を表敬訪問
- 7月3日 日調連四国ブロック協議会総会
- 7月10日 日調連東北ブロック協議会総会
- 7月10日 北海道ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
- 7月10日 全司協総会
- 7月10～11日 第1回地区問題対策室
- 7月20日 藤原久司氏黄綬褒章叙勲祝賀会
- 7月23日 古屋圭司政経フォーラム
- 7月29日 河村建夫第23回朝食会

- 7月30日 塩崎恭久第25回明日を語る会
- 7月30日 日調連との打合せ
- 7月30～31日 第7回正副会長会議
- 7月31日 第1回危機管理室
- 8月6～7日 第8回正副会長会議
- 8月11日 土地家屋調査士・司法書士による塩崎やすひさ候補を励ます会
- 8月12日 民主党マニフェスト説明会 in 東京

今後の会議予定

- 9月15日 第1回公益法人対策室
- 9月15日 全法務省労働組合との打合せ
- 9月16日 第9回正副会長会議
- 9月16日 農林水産省平成21年度自作農財産事務担当職員中央研修講師
- 9月18日 近畿ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
- 9月18日 中国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会

公的年金への加入中に死亡したときの遺族への給付 Part 1



土地家屋調査士国民年金基金

～公的年金の加入者が加入中に死亡したとき、子のある妻と子に遺族給付～

—遺族への給付については、今号と次号の2回に分けて解説します—

子のある妻または子に遺族基礎年金か遺族厚生年金が支給

国民年金の加入者等が加入中に亡くなったとき、遺族となった子のある妻または子に対して遺族基礎年金が支給されます。

遺族基礎年金は、自営業者、サラリーマンを含めたすべての世帯の遺族を対象にして支給されます。

また、厚生年金保険の加入者等が亡くなった場合、遺族となった子のある妻または子に対して、遺族厚生年金が遺族基礎年金に上乗せして支給されるほか、その他の遺族にも遺族厚生年金が支給されます。

一方、自営業者等の国民年金の第1号被保険者等亡くなった場合、遺族基礎年金が支給されないその他の遺族に対して、死亡一時金が支給されます。

遺族の種類	死亡日に国民年金に加入	死亡日に厚生年金保険に加入
子のある妻	遺族基礎年金	遺族基礎年金+遺族厚生年金
子	遺族基礎年金	遺族基礎年金+遺族厚生年金
その他の遺族	寡婦年金または死亡一時金(注)	遺族厚生年金

(注) 第1号被保険者が亡くなったときに支給されます。

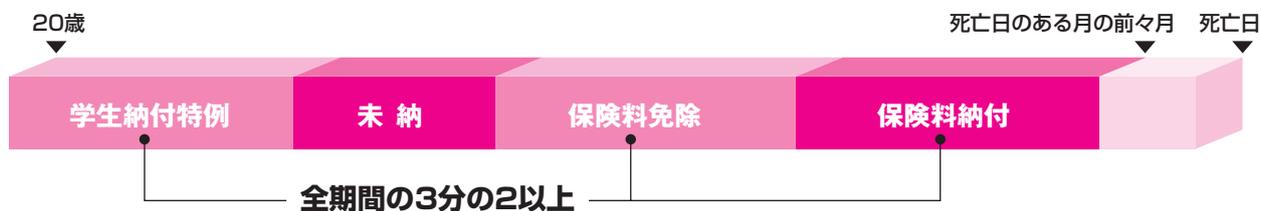
遺族基礎年金を受けるための必要な要件

遺族基礎年金は、次の3つの条件のうちいずれかを満たしたときに、亡くなった人の遺族に支給されます。

- (1) 国民年金に加入している間に亡くなったとき
- (2) 国民年金の加入を終えた後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に亡くなったとき
- (3) 老齢基礎年金を受けている人または老齢基礎年金の資格期間を満たした人が亡くなったとき

【保険料納付要件】

ただし、上記の(1)または(2)で遺族基礎年金が支給されるためには、死亡日のある月の前々月までの国民年金に加入しなければならない期間のうち、3分の2以上の期間が、①保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間(若齢者納付猶予・学生納付特例を含む)のいずれかであることが必要です。



遺族基礎年金を受けられる遺族とは？

遺族基礎年金は、亡くなった人に生計を維持されていた次の遺族に支給されます。

- (1) 子と生計を同一にしている亡くなった人の妻
- (2) 亡くなった人の子

ただし、子に支給する遺族基礎年金は、妻が遺族基礎年金を受けている間、または生計を同じくするその子の父または母がいるときは、支給が停止されることになっています。

※子は、18歳になった年度の末日までの間にあるかまたは20歳未満で1級・2級の障害のある人に限られます。

遺族基礎年金の年金額（平成21年度価格）

遺族基礎年金の額は定額で、792,100円（月額66,008円）に子の加算額を加えた額です。

■ 子のある妻が受ける場合

妻の分としての792,100円（月額66,008円）に子の加算額を加えた額になります。

	基本額	加算額	合計
子が1人いる妻	792,100円	227,900円	1,020,000円
子が2人いる妻	792,100円	455,800円	1,247,900円
子が3人いる妻	792,100円	531,700円	1,323,800円

※子が4人以上いる妻の場合は、子が3人いる妻の額に1人につき75,900円を加算します。

■ 子が受ける場合

子が1人のときは792,100円（月額66,008円）で、子が2人以上いるときは、2人目以降の子の加算額を加え、年金を受ける子の数で割った額が1人当たりの額になります。

	基本額	加算額	合計	1人当たり額
1人のとき	792,100円	—	792,100円	792,100円
2人のとき	792,100円	227,900円	1,020,000円	510,000円
3人のとき	792,100円	303,800円	1,095,900円	365,300円

※4人以上のときは、3人の額に1人につき75,900円を加算した額を、人数で割った額です。

■ 子のない妻

子のない妻には遺族基礎年金が支給されませんが、死亡した夫が第1号被保険者であった場合には、一定の受給要件を満たすことにより、寡婦年金または死亡一時金が支給されます。

次号Part2では、遺族厚生年金、寡婦年金、死亡一時金について解説します。

国民年金基金からは遺族一時金が支給されます

終身年金A型と確定年金I型、II型、III型、IV型、V型には保証期間があり、遺族一時金が支給されます。

- (1) 年金受給前に死亡した場合、加入時の年齢、死亡時の年齢、死亡時まで納めた掛金に見合った遺族一時金が支給されます。
- (2) 年金受給者が保証期間中に死亡した場合、保証期間中に受け取れる年金額の残りに相当する分が遺族一時金として支給されます。

遺族一時金の額は、納めた掛金額を下回ることがあります。また、遺族一時金が支給される遺族は、死亡した方と生計を同じくしていた、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹の順で、1人の方に支給されます。遺族一時金は非課税となっています。

※現在、当基金では新規にご加入していただいた方全員に、加入記念として土地家屋調査士国民年金基金オリジナルクオカード（1000円）を差し上げております。

国民年金基金についてのお問い合わせは

土地家屋調査士国民年金基金

〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階205号

もっと詳しく知りたいあなたは ▶▶▶ ☎ 0120-145-040

ホームページであなたの年金額が試算できます！
いますぐアクセス!! ▶▶▶ HP <http://www.chosashi-npf.or.jp/>

団体定期保険加入者募集

最高保険金額は2,000万円（災害死亡時3,000万円）の保障。
配当の還元もあり（平成20年度配当率 約17.2%）とても有利な制度。
未加入の方は是非、この機会に加入されますようお願いいたします。
(財務部)

平成21年度の団体定期保険の加入時期となりました。

昭和45年から実施してまいりました「日調連団体定期保険共済制度」も、40回目の更新を迎えることとなります。

不慮の事故を中心に充実した保障が得られ、事務所が補助者のために負担した保険料は全額必要経費になりますので、事務所の福利厚生制度としても最適です。

未加入の方は、これを機会に是非加入されますようお願いいたします。

〈この制度は〉

- ① 土地家屋調査士だけが利用できる独自の団体保険共済制度です。
- ② 安い掛金で大きな保障が得られます。
- ③ 契約は1年ごとに更新となりますので、その都度必要保障額を設定することができます。
- ④ 1年ごとに収支計算を行い、剰余金は、配当金としてお返しします。(H20年度 配当率約17.2%)
- ⑤ 加入時の診査もなく、手続きが簡単です。
- ⑥ 一般の生命保険と同様に税法上の特典もあります。

〈加入できる方は〉

- ① 本会会員と補助者および会員が雇用しその業務に従事している方で満14歳6ヵ月を超え、70歳6ヵ月未満の方(年齢は平成22年1月1日現在のもの)
- ② 現在健康で正常に就業、勤務されている方。

〈加入できる額は〉

1口100万円が基本となっていますが、加入できる口数は、次の①～④の各口数です。

- ① 満14歳6ヵ月を超え60歳6ヵ月までの方は、2口、3口、5口、7口、10口、15口、20口
- ② 満60歳6ヵ月を超え65歳6ヵ月までの方は、2口、3口、5口、7口、10口
- ③ 満65歳6ヵ月を超え70歳6ヵ月までの方は、2口、3口、5口
- ④ 満70歳6ヵ月を超え75歳6ヵ月までの方は、2口、3口(継続加入者に限ります)

〈保険期間は〉

平成22年1月1日から平成22年12月31日です。以降毎年更新し継続します。

〈加入と保険金額変更の手続きは〉

1月、4月、7月、10月の各1日付けで年4回取り扱います。

◆ 新規加入(増口・減口)を希望される方

「土地家屋調査士団体定期保険制度」のご案内と「日調連共済制度連絡票」(FAX用紙)を各調査士会から配布しますので、保険会社と連絡したいときは、FAXにて所属の調査士会へ「連絡票」を返送してください。この「連絡票」により加入手続き等のご案内をいたします。

取扱保険会社 日本生命・住友生命・明治安田生命

編集後記

『いつまでも 布団は僕を はなさない』

何の本に載っていたか忘れてしまいましたが、この時期になると「フット」思い出してしまう「川柳？」なのですが、私の朝の1コマを切り抜いています。

7月・8月の焼けつくような「暑さ」も過ぎ、日増しに涼しさを感じる季節になりつつあります。食欲の秋・スポーツの秋・馬肥ゆる秋…

これからは、運動会のシーズンに突入いたします。運動会の花形競技といえば、自分の子供たちが主役となる「徒競走」なのですが、最近では、「徒競争」の結果に順位を付けない学校もあるそうです。様々な意見があるなかで、「なるほど！」と納得できた理由をこれも何かの雑誌で読みました。

「結果に対して順位を付けない理由として「平等」という言葉がよく使われるが、私たち大人が子供たちに与えるべき「平等」とは何であるかを考えた場

合、重要なのは、誰でもが「スタートライン」に並ぶ事ができる「平等」であって、「ゴールライン」直前で横一線になり手をつないで同時にゴールするといった平等ではないと思う。」

個人的な意見なのですが、何事に対しても順位を付けないということは、学校の先生や保護者たちにとっては、とても「楽」をしているのではないかと考えています。

大切なのは、順位を付けた上で、上位の子供の「喜び」を伸ばし、惜しくも下位になってしまった子供の「悔しさ」を上手に受け止めることではないのでしょうか？つまり、それぞれのレベルで、それぞれに生きていけるよう、私たちが協力していく姿勢を示していかなければいけないように思います。

食欲の秋・馬肥ゆる秋…、ちょっと油断すると「秋」ゆえに…

広報部次長 廣瀬一郎

土地家屋調査士

発行者 会長 松岡 直武

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059
URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

土地家屋調査士 最短合格講座

講座概要 本試験に沿った教材だから『ムダのない学習』が可能!!
初歩から学習する方にわかりやすい教材で基礎・基本から合格に的を絞り指導します。また数学の苦手な方にもわかりやすい教材「調査士試験に必要な数学」で指導しています。次に本講座は「合格ノート(基本書)」「新・合格データベース(過去問6冊)」の学習がメインとなります。学習のポイントは「条文等の法律知識」と「作図・求積等の技術」「書式」をつまみ関連付けて学習することです。通信教育での学習は、地味な学習方法であるように思われがちですが、効率的で完成度の高い教材をシンプルに活用してこそ、合格の最短距離を歩むことが可能になります。【受講期間：6ヵ月間】【添削指導：7回】【eメール質問システムあり】

- 学習のすすめ方**
- ①テキストにひととおりの目と目をおして学習範囲を予習
 - ②ポイントを確認しながらテキストを再読メディア講義を受講(各メディアタイプのみ)
 - ③「データベース」で問題演習
 - ④テキストに戻り復習して学習

教材内容

- ・学習ガイダンスDVD ・学習の手引き ・合格ノート(2冊) ・書式合格演習ノート(2冊)
- ・新・合格データベース(過去問6冊) ・本試験問題と詳細解説 ・合格テキスト ・詳細調査士六法
- ・詳細調査士六法・提出課題7回・質問票・補助教材一式・各メディア教材【各90分81巻(予定)】

「調査士試験に必要な数学」「調査士試験ベーシック作図」「求積テキスト」を含む。
※メディアは通学本科(内堀 博夫 先生)の講義をライブ収録したものです。
※教材・学費が一部変更になる場合があります。

学 費(税込み) **9月末日まで** **みらなび祭り 30%割引実施中!!**

受講タイプ	教材学習タイプ	DVD付タイプ	iPod付タイプ	ダウンロードタイプ
一般	116,000円	328,000円	328,000円	288,000円
みらなび祭り30%off	81,200円	229,600円	229,600円	201,600円

難しい試験ではあっても短期の合格は可能です。誰よりも早くスタートする。これに勝る必勝法はありません。本試験をめざした調査士の学習は奥が深く、学習期間は、いくらでも必要になってきています。思い立つたら早めにスタートを切り、基礎学習を完成させる。本試験対策に十分な時間をかけられる態勢を整えることが、後に強みとなってきます。

DVDレクチャー

内堀 博夫 先生 東京法経学院専任講師
短期合格を実現するための独自の講義「内堀式最短合格法」を確立し、多くの土地家屋調査士試験受験生を合格へと導いている。東京本校で多数の講座を担当。HPで無料ガイダンス・サンプル映像配信

最短合格講座

土地家屋調査士 初学者向け 通信教育

◎詳細・申込方法について、案内書のご請求は下記までご連絡ください。
LICENSE SCHOOL 創立1961年・高実績と信頼 **03-3371-2741**
東京法経学院 FAX▶ 03(3360) 1724
e-mail▶ info@thg.co.jp
〒169-8505 東京都新宿区百人町 2-9-13 **ホームページ** http://www.thg.co.jp/

お申込はホームページ(PC・モバイル)からも承っております。





日本土地家屋調査士会 連合会特定認証局

平成18年1月から土地家屋調査士の電子認証カード(ICカード)を発行していますが、多くの会員から本ICカード及び関連する事項に係る質問や照会を受けたことから、本稿にてQ & A形式で説明します。

Q1. 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局(以下「日調連認証局」)が発行するICカードをなぜ取得する必要があるの？

Q2. どうすればICカードを取得できるの？

認証局が発行する電子証明書は、ネット等の世界において「土地家屋調査士の職印」に相当するもので、オンライン登記申請や土地家屋調査士が業として作成したデータ(一部署名できないものもあります。)に署名する場合等に使うんだ。

ハカル君

次のページから「電子証明書の取得方法」、「オンライン登記申請の準備方法」及び「電子証明書の再発行方法」など様々な手続の説明をしているので、よく読んで申し込んでね。

トウコさん

特定認証局を自前で構築し、ICカードを全員が所持することは、オンライン申請に対応できる組織としての能力があることを宣言する第一歩だよ！

モグ

【新不動産登記法が要求している3本柱】

新不登法は、以下の3点を土地家屋調査士に問いかけているといえます。

- 1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？
- 2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？
- 3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書発行等に係る手続について

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局では、平成18年1月から土地家屋調査士電子証明書(以下「ICカード」という。)の発行作業を行っており、これまでの運用において、会員の皆様から頂戴した照会・質問等を取り纏めたうえで、ICカードの発行に係る会員の皆様への補足説明等を下記①～③に記載しますのでご参照ください。

① ICカード利用申込書の申込

任意の様式に、「日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書発行希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.jp)、FAX (03-3292-0059)又は郵送(〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局 行)にて联合会あてお申し込みください。

- 所属会名 ○ 所属支部名 ○ 登録番号(半角) ○ 氏名
- 事務所所在地(郵便番号も記入) ○ Mail (半角) ○ Tel (半角)

なお、市町村合併により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、速やかに各土地家屋調査士会でとりまとめのうえ、联合会へ事項変更の申請を並行して行っております。よって、当該会員への利用申込書の発送は、同事項変更完了後となりますのでご了承ください。

② ICカードを受領した場合

会員の皆様がICカードを受領された場合、その郵便物(ICカード一式)の説明については、「ICカードの同封物について(iiiページ)」をご参照ください。

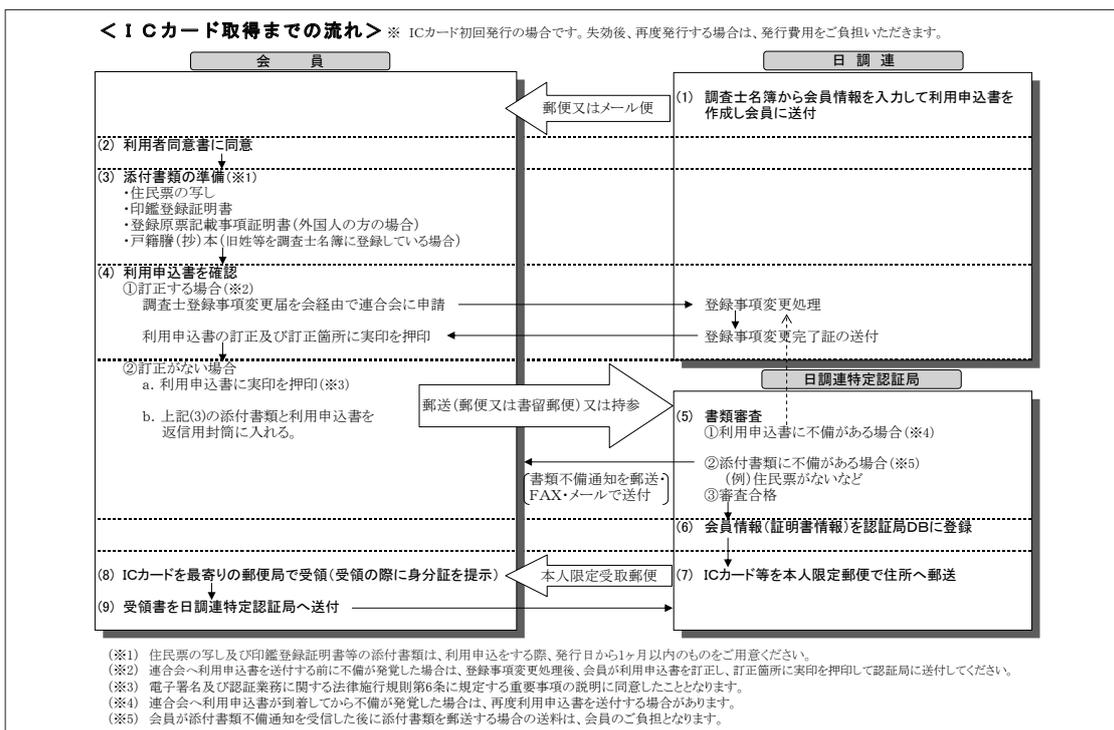
また、ICカードを使用してオンライン登記申請を行う場合の事前準備等の説明については、「オンライン登記申請を実施するまでの準備について(ivページ)」をご参照ください。

③ ICカードを再発行する場合

一度取得したICカードを、土地家屋調査士登録事項変更や、ICカードの紛失等により失効した場合の再発行の仕様・手順等については、「ICカードの再発行に係る案内について(お願い)(ivページ)」をご参照ください。

ICカードを取得するまでの流れ

会員におけるICカード利用申込からICカード発行までの流れは、下記の(1)～(9)のとおりです。ただし、下記<ICカード取得までの流れ>は1回目のICカード発行の場合です。



ICカードの同封物について

ICカードが同封されている封筒は、図①～④のような一式となっておりますので、受領後ご確認ください。

①下記②～④が入っている封筒

②ICカード及び日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書受領書

下記【受領書について】をお読みになって、受領書を日調連認証局あて送付願います。

③受領書返信用封筒

④PIN封筒

ICカードのPINコード(パスワード)が記載されている封筒です。**PINコードはICカードで署名する際に必要なものですので大切に保管してください。日調連認証局でPINコードの確認・再発行等はできません。また、PINコードを15回以上誤って入力するとICカードが使えなくなりますのでご注意ください。**

(この場合、当該ICカードを失効し、新規にICカードを発行する手続きが必要となります。)



【受領書について】

ICカード受領後、受領書に次のとおり必要事項を記載後、同封の返信用封筒に入れて日調連認証局へ送付してください。ICカードが発送されてから30日以内に受領書のご返送がない場合、ICカードは失効されます。30日以内に受領書のご返送が難しい場合、日調連認証局あて(電話：03-3292-0050)、ご連絡ください。

<受領書記載要領>

- ・自署(氏名)(楷書でお願いします。)
- ・印鑑登録証明書で証明される実印の押印
- ・ICカードの券面に記入されている登録番号を記入(最初の000は省略)

※ご記入いただいた内容を訂正する場合、訂正印(実印)が必要となります。

オンライン登記申請を実施するまでの準備について

ICカードを利用してオンライン登記申請を行うために、下記のとおり確認・準備作業等をお願いします。

(1) ご利用環境の確認及び利用上の留意事項

初めて法務省オンライン申請システムをご利用になる場合は、法務省ホームページ(<http://shinsei.moj.go.jp/index.html>)を参考に、ご利用環境及び利用上の留意事項をご確認ください。

(2) ICカードR/Wの準備

連合会ホームページ(<http://www.chosashi.or.jp/repository/03ICcard/ICcard.htm>)を参考に、適切なICカードR/Wをご準備ください。

(3) オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

連合会ホームページ(<http://www.chosashi.or.jp/repository/>)「オンライン登記申請マニュアル(準備編)」を参考に、法務省ホームページ(<http://shinsei.moj.go.jp/usage/zyunbi.html>)及び連合会ホームページ「会員の広場」(<http://www.chosashi.or.jp/>)から、ソフト及びドライバをダウンロードして設定してください。

また、連合会ホームページ「会員の広場」に、オンライン申請環境設定ソフト「らくらく」を掲載しております。本ソフトは、オンライン申請環境設定をスムーズに行うことを可能とするものでありますので、ご利用ください。

ICカードの再発行に係る案内について(お願い)

平成18年1月からICカードの発行を開始し、平成21年8月10日現在で12,000枚のICカードを全国の会員へ発行しているところであります。

ところで、ICカードの発行については、日調連認証局に係る特別会費を毎月1,000円ずつ全会員に負担いただいたことから、各会員に対する1回目の発行は無料でを行っています。しかし、土地家屋調査士名簿の事項変更等により、ICカードを失効した場合の当該会員への2回目以降の発行については、下記「ICカード発行費用の支払い方法」のとおり費用負担をいただくこととしております(日調連認証局HP(http://www.chosashi.or.jp/repository/n_kisoku.pdf)に掲載の「日調連特定認証局規則」を参照)。

さらに、ICカード発行については、平成17年度第62回連合会定時総会において「改正不動産登記法の立法の趣旨を受け、全会員で土地家屋調査士制度を維持、発展していくことを目的に、証明書を全会員配布とする。」ことが決議されておりますので、この趣旨のご理解をよろしくお願いします。

再発行に係る費用及び支払い方法について

1 振込金額(証明書1枚当たり)

5,000円(税込)

※平成22年4月以降金額変更する可能性があります。

2 振込先等の情報

- ・金融機関名 : みずほ銀行
- ・支店名 : 九段支店
- ・振込先名義 : 日本土地家屋調査士会連合会
会長 松岡直武
- ・口座 : 普通
- ・口座番号 : 1349384
- ・振込者名 : 会番号2桁+登録番号5桁
(例: 東京会の1番の場合、0100001)なお、会番号は、別添「会番号一覧表」を参照

3 振込後の手続

振込依頼書または領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	01	愛知	18	宮崎	35
神奈川	02	三重	19	沖縄	36
埼玉	03	岐阜	20	宮城	37
千葉	04	福井	21	福島	38
茨城	05	石川	22	山形	39
栃木	06	富山	23	岩手	40
群馬	07	広島	24	秋田	41
静岡	08	山口	25	青森	42
山梨	09	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		